

## 目次

序言	価格に関する情報
序	ゲートウェイ
制度の概略	預け入れ (banking) と借入れ (borrowing) に関する規則
温室効果ガスの排出権取引とは？	取引の税務処理
排出権取引と英国の気候変動プログラム	報告と遵守
第 1 節	有効な排出権
制度の概要	直接参加者の報告と遵守
制度への参加	協定参加者の報告と遵守
第 2 節	協定参加者間の取引
直接参加者の加入	部門レベルの遵守
加入資格	不遵守の結果
グループ参加	直接参加者
ベースラインの定義	協定参加者
排出源リストの確認とベースライン排出量の計算	紛争手続き
排出源リスト、ベースライン、及び目標の調整	第 6 節
加入に関する予定表	英国を本拠とするプロジェクト
登録前期間	発電部門におけるプロジェクト
登録期間	固定化プロジェクト
オークション奨励金	第 7 節
オークションの設計	制度の管理機関
入札参加	中央政府の役割
目標の設定	排出権取引機関の身分
第 3 節	公開情報
協定参加者の加入	その他の規制機関との提携
加入資格	第 8 節
ベースラインと目標	関連政策との関係
加入に関する予定表	取引規則と IPPC 規則の関係
第 4 節	再生可能エネルギー義務
制度における排出量の測定と報告	エネルギー効率化コミットメント
直接参加者	燃焼天然ガスに関する同意
報告ガイドライン	第 9 節
ベースライン及び年間排出量の検証	地域取引制度と国際取引制度との関係
ベースライン及び年間排出量における重要な虚偽の申立て	国際取引と EU 各国全体の取引
ベースライン及び年次報告の要件	国際排出権移転
協定参加者	国際プロジェクト
排出データの検証	第 10 節
第 5 節	英国排出権取引制度の将来制度
制度の運営	新規加入者と後からの加入者
排出権の割当	ゲートウェイの閉鎖
絶対的目標と相対的目標	長期的展望
登録簿	附属書 A
口座の種類	ベースラインの計算に関する追加情報
絶対部門と相対部門	経営管理
排出権の取引と移転	部門内の排出源
排出権の移転	排出量データ
	温室効果ガスの対象範囲
	報告ガイドライン内の対象範囲

ベースラインの計算

附属書 B

排出源リスト、ベースライン、及び目標の調整

経営管理の譲渡

直接参加者への譲渡

直接参加者以外への譲渡

経営管理権の取得

直接参加者からの取得

代替排出権の取得

直接参加者以外からの取得

エネルギーの間接的排出量に関する排出係数

IPCC 換算率の変更

附属書 C

用語集

## 序言

本制度は、温室効果ガス排出権取引分野における世界のリーダーとしての英国の役割を確立するものである。これは世界で最初の経済界全体に及び制度となるだろう。私は本制度が英国の企業等に刺激ある新しい市場をリードする無比の機会を与えるものと確信している。

世界の各国政府は、気候変動に関する行動目標を再確認した。英国は過去においても、現在も、人為的な二酸化炭素及びその他の温室効果ガスの排出によって生じる気候変動の問題に取り組む努力の最先端にいる。この排出権取引制度は、我々の京都コミットメントを果し、又、2010年迄に1990年の水準より20%二酸化炭素を削減する我国の目標達成の方向に進んでいる英国の気候変動プログラムの主要な部分である。政府は引き続き排出量削減のために費用効果のある方法を考え、それを実行するために、英国のビジネス界及びその他の部門と協力して働くことに専念する。

排出権取引は、費用効果的な革新と投資を刺激することで市場が排出量を削減できる独特な手段である。パイオニア的な役割を果す意志がある組織を助けるために利用可能な奨励金、そして排出を早期に削減する特別な努力を行なう者に対して相当な長期的利益によって、本制度に参加することは皆さんの組織にとって素晴らしい機会となるであろうと確信している。

マイケル・ミーチャー  
環境大臣

## 序

### 制度の概略

#### 温室効果ガスの排出権取引とは？

英国政府はその気候変動プログラム的一端として、温室効果ガス排出削減のために取引制度を導入しつつある。これは世界で初めての経済界全体にわたる温室効果ガス取引制度のひとつになるだろう。

世界の経済、社会、及び環境に重大な影響を与える気候変動に取り組む必要性については広く合意が見られる。今世紀の内に著しい排出削減を行なうことは、危険な気候変動を回避するために必要となるだろう。従って、政府は可能な限り最も効率的な方法で温室効果ガスの排出量を削減する政策を導入したいと考えている。排出権取引はこの中枢となる。

排出権取引は市場ベースの政策手段であり、これは温室効果ガスを排出する者が最低限の費用でそ

の排出を減少させることを可能にする。この種の政策手段は政府の従来の規制方式から離れるものである。古典的な「上限付取引 (cap and trade)」の取引制度の範囲で、参加者は上限レベルまで排出量を削減することを要求する目標を引受ける。それから各参加者はその上限に相当する排出権を受ける。取引制度のなかで排出量削減が行われるとき地理的な問題はないので、参加者には3つの選択がある。即ち、

- ・ 自社の排出量を減らすことで上限を満たす；
- ・ 排出量をその上限以下に削減して余剰排出権を売却又は預け入れる (bank)；或いは、
- ・ その排出量を上限以上にしたまま他の参加者から排出権を購入する。

遵守を実証するとき、各参加者は少なくともその排出量に等しい排出権を保有していなければならない。その結果、制度全体を通して排出総量は上限レベルの量まで削減されることになる。

参加者の排出権の購入、売却、又は預け入れの決定は、その排出削減の費用が他の制度参加者の費用と比較してどのようであるかによって異なる。購入、売却、又は預け入れに関する個々の決定が、確立した排出権の市場価格になる（排出権の需要が供給に相当する価格）。市場価格は制度全体に及び排出削減の限界費用を反映し、それゆえ目標遵守の費用に関する明確な指標となる。参加者は全員、目標遵守の費用を削減するために技術革新を行い、新しい技術に投資する直接的なインセンティブを持つ。他の参加者に比べてその費用を削減する参加者には、取引から利益を得る可能性が生れる。

### 排出権取引と英国の気候変動プログラム

気候変動はグローバルな対応を必要とする世界的な問題である。国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) は1992年に設定され、行動の枠組を与えるものである。これは1997年に国際社会が条約に関する京都議定書に同意して、さらに進展した。議定書の下で、先進工業国は、2008年から2010年までにその温室効果ガスの排出総量を1990年のレベルより5.2%削減することに同意した。しかしこの削減は最初の一步でしか過ぎない。国際社会が危険な気候変動を回避しようとするなら、次の数十年間にさらに温室効果ガスのグローバルな排出量を相当規模削減しなければならないだろう。<sup>1</sup>

<sup>1</sup> さらに詳しい情報については、[www.ipcc.ch/pub/reports.htm](http://www.ipcc.ch/pub/reports.htm) で気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第3回評価報告を参照のこと。

京都議定書に基づく英国の目標は、その温室効果ガスの排出を 1990 年レベル<sup>2</sup>より 12.5% まで削減することである。英国政府及び権限を委譲された行政機関は、英国が気候変動に取り組む力強い行動によって利益を得ると確信し、最も重要な温室効果ガスである二酸化炭素を 2010 年までに 1990 年レベルより 20% 削減する国内目標を別個に設定した。

3/F3 アッシュダウン・ハウス  
123 ヴィクトリア通り  
ロンドン SW1E 6DE  
電話：020 7944 5933  
E メール：ets@defra.gsi.gov.uk

2000 年 11 月に発表された英国の気候変動プログラムは、英国政府と権限を委譲された行政機関がこの気候変動目標を達成するために提案している政策を説明している。このプログラムは、経済のあらゆる部門にわたり温室効果ガスの排出を削減し、英国が将来必要な相当量の排出削減に備えるために計画されている、排出権取引を含む一連の統合政策について説明している。このプログラムで 2010 年までに英国の排出量を 1990 年レベルより 23 パーセント削減することができるだろう。これは京都目標を大幅に上回る。

英国の排出権取引制度の参加は任意であり、英国内で操業するあらゆる組織に開放される。取引制度は孤立したものではない。これは関連政策手段を補足し、それに柔軟性を与えるだろう。例えば、気候変動税から 80% の減税を受けるために気候変動協定に参加したエネルギー集約型の企業も、排出目標を満たすために取引を行なうことができるだろう。政府も、取引制度が再生可能エネルギー義務及びエネルギー効率化目標（第 8 節を参照）等のその他の取引への取り組みと提携させるべきだと提案する。現在、政府は、取引によって排出削減ができる限り効率的に行われ、炭素度の低いテクノロジーを目指すインセンティブを提供し、異なるイニシアチブ間の互換性を確保するために作業している。

政府は、取引制度が成功すれば 2010 年までに年間で最低 2 百万トン-C（又は 7.7 百万トン-CO<sub>2</sub>）を削減する可能性があるかと判断する。これは気候変動協定の 2.5 百万トン-C の削減見積りに追加されるだろう。この見積りは、費用削減の可能性、及び後で参加者がさらに増えるという期待を含む幾つかの想定に基づくものである。

#### 照会先

本制度に関する詳細な情報については下記に連絡してほしい；  
環境・食料・田園省（DEFRA）  
地球大気課  
排出権取引制度

---

<sup>2</sup> 欧州連合全体としては京都で 8 % の削減目標を引受た。この目標は加盟各国間で分担された。

## 第 1 節

### 制度の概要

1.1 制度<sup>3</sup>には四つの主要な段階がある：

- (i) 制度への加入。これは四つのルートの一つを経て行われる；
  - ・ 奨励金を通して引受けた自主的排出量目標によって；
  - ・ 気候変動協定により設定された既存の目標によって；
  - ・ 認可された排出削減プロジェクトを経て；
  - ・ 取引口座をただ開くだけで。
- (ii) 排出権の割当。目標保有者には、その目標の性質によって異なるが、遵守期間の始り、又はその終了時に排出権が割当られる。排出削減プロジェクトを遂行する責任者は、本制度で取引され、すべての目標に利用できるプロジェクト「クレジット」が割当られる。その他の参加者は保有を希望する排出権を購入しなければならない。
- (iii) 排出権の取引。すべての制度参加者は何時でも排出権を取引することができる。唯一の要件は登録簿に口座を保有することである。
- (iv) 報告と遵守。目標保有者は各遵守期間終了時にその実績を報告するように求められる。その実績と排出権の保有が目標に照らして評価される。

### 制度の参加

温室効果ガスの排出者が本制度の目標を引受ける方法はふたつある<sup>4</sup>：

- i) 政府から得られる奨励金を通して(直接参加者)。直接参加者はこの奨励金を得る代わりに絶対的目標を自主的に引受けることができる。これは年に税引き後最大 30 百万ポンドに相当し、5 年間入手可能である。絶対的目標と奨励

金の両方を割当てるためにオークションが利用されるだろう。直接参加者の制度加入については第 2 節で詳述する。

- ii) 気候変動協定を通して(協定参加者)。協定には絶対的条件又は相対的条件で設定された目標単位<sup>5</sup>の目標が含まれる。協定の対象目標単位は 80%の気候変動税の減税を得る資格がある。第 3 節で協定参加者の制度加入について詳述する。

1.2 非目標保有者は下記のふたつの方法で制度に参加することができる：

- i) 目標を引受けたくない温室効果ガスの排出者は、プロジェクトのルートで加入できる(第 6 節を参照)。
- ii) 上記の第 1.2、又は 1.3 (i) 節で概説した方法によって加入しないその他の者は、排出権取引機関(ETA)に登録し、温室効果ガスの排出者であるか否かに係わらず制度で排出権/クレジットを取引することができる(第 5 節を参照)。

## 第 2 節

### 直接参加者の加入

#### 加入資格

- 2.1 直接加入方法による制度への参加は、直接・間接的に英国内で排出する温室効果ガスに基づき、どの個人または組織にも開かれている(第 2.4 節に記載された除外排出源からの排出は除く)。直接参加者は書面で登録期間中、制度の全規則を遵守することに同意し、その規則の不遵守に関する責任を負わなければならない。それゆえ、制度への直接加入はその参加に関して政府と法的拘束力のある契約を締結できる者に対してだけ開かれる。
- 2.2 政府の優先事項は、制度の環境面での実効性を守ることである。それゆえ、政府は誰にでも制度への加入を認める義務はなく、参加希望者が制度に直接加入することを拒否する裁量権がある。参加予定者は政府が満足するように制度の規則を遵守する意志があり、遵守できることを実証するように求められる。

<sup>3</sup>本文書で用いる用語の説明は本文書の巻末に掲載されている。

<sup>4</sup> 政府は将来本制度に参加する方法を追加発表するかも知れない(第 10.1 節を参照のこと)。

<sup>5</sup> 目標単位はひとつ又は複数の施設から成り、これは目標を協定書で設定する最低水準である。単独事業者は各目標単位が施設の絶対的/相対的目標を達成することに責任を持つ。会社はひとつ又は複数の目標単位を持つかもしれない。

- 2.3 直接参加者はひとつ又は複数の排出源を加入させる。各現場に関して、排出源は同じ種類のひとつ、又は複数のポイント排出源の集まりであり、ポイント排出源はそこから温室効果ガスが排出される個別に識別できるポイントである。例えば、企業が電力使用による間接的排出現場を制度に加入させようと決めるなら、その現場からの電力使用による間接的な排出はすべて単一排出源に相当する。これは現場に設置されている電気メーターの数に左右されない。各電気メーターは同じ種類のポイント排出源として取り扱われるからである。
- 2.4 直接参加者が制度に加入できない一定の排出源がある。これらは以下のものである：
- i) 発電又は発熱が現場で行われ、かつ使用されている場合を除き、発電又は発熱による直接的排出（第 2.5 節を参照）<sup>6</sup>；
  - ii) 協定の対象である目標単位内の施設からの排出（第 2.6 節を参照）；
  - iii) 陸路及び海上輸送による排出；
  - iv) 塵埋め立て地に関する指令<sup>7</sup> の対象である塵埋め立て地のメタンガスの排出（第 2.7 節を参照）；
  - v) 家庭からの排出（第 8.4 節を参照）；
- 2.5 直接参加者はエネルギー使用による直接的・間接的排出源の両方を制度に加入させる。直接参加者は現場で使用されるが現場外で発生したエネルギーによる間接的排出を含めることができる。さらに、現場で発生し、使用されるエネルギーによる直接的排出も含めることができる。例えば、複合熱・電力施設（CHP）を制度に入れる直接参加者は、その施設からの、使用する電力及び蒸気の直接的排出を含めるかもしれない。
- 2.6 どの組織も、同一排出源に関して、気候変動税と奨励金両方の利益を得ることはできない。このことは、協定の対象となる排出は奨励金による制度への加入から除外されることを意味する。しかしながら、協定に加入した企業は下記の二酸化炭素及び非二酸化炭素の排出に基づき奨励金のために入札を行うことができる；
- i) 現行の協定目標の対象ではないが、協定の対象である施設からの排出；
  - ii) 協定の対象ではない施設からの排出。
- 2.7 直接参加者は、塵埋め立て地に関する指令の対象外である塵埋め立て地からのメタンガス排出だけを制度に加入させることができる。
- 2.8 直接参加者は、制度に入れることを希望する排出源が温室効果ガス排出に関する規制限度に従わねばならないなら、これを政府に通知しなければならない。IPPC 指令のエネルギー効率化要件（第 8.1 節を参照）はこれに含まれない。政府はこれらの排出源の制度加入に関する適格性について個別に考慮する。
- 2.9 公部門の組織は直接参加者として制度に加入することができる。公部門及び民間部門両方の直接参加者は全て公部門からの排出源を制度に入れることができる。但し、奨励金の入札基礎であるこれらの排出源からの下記の排出削減量が含まれないことを実証する必要がある。
- i) 現行の目標又は目標案の対象である排出削減ないしエネルギーの節減；
  - ii) 特にこの目的のために計画された補助金又はその他の資金調達方式による排出削減ないしエネルギーの節減。
- 換言するなら、排出削減案はビジネス・アズ・ユーザーに基づき遂行されるだろう活動に付加されるものでなければならない。この場合も、政府はこれら排出源の制度加入の適格性を個別に考慮するだろう。

#### グループ参加

2.10 政府は現在制度へのグループ参加制度について考慮中である。グループ参加によって単独参加者は他の個人又は組織の排出に責任を負うことになるだろう。

2.11 このような制度の下で、グループの各メンバーは自身の排出源リスト（メンバーが制度に入れようとする排出源のリスト）及びベースライン（排出源リストに掲載された排出源の 1998 年から 2000 年までの平均排出量）を、第 2.17 節で説明する段階に従って作成しなければならないだろう。登録前期間に、これらの排出源リストとベースラインはそれぞれ政府から承認されなければならないだろう。

<sup>6</sup> 特定の排出係数に関しては報告ガイドラインに附属するプロトコル案を参照のこと。

<sup>7</sup> 理事会指令 1999/31/EC

- 2.12 グループは単独直接参加者としてオークションに参加するだろう(直接参加者は新規の企業又は既存企業かもしれないが、以下で「グループ参加者」と言う)。換言すれば、グループ参加者のオークションでの目標入札はプールされた目標となる。排出権は、グループメンバーが締結した取決めに従ってグループメンバーのために排出権の取引に責任を負うグループ参加者に割当てられるだろう。
- 2.13 奨励金の支払は、少なくともグループメンバー全員の年間総排出量に相当する調整期間終了時点でグループ参加者が保有していた排出権を条件とするだろう。次期遵守期間に割当られる排出権数は、前遵守期間における遵守に依るだろう。
- 2.14 政府は、現在、この制度の細部、特に制度の規則遵守を確保するためにグループメンバーが標準条件に署名した上での参加が必要な範囲に関して煮詰めている。グループ参加者に関する規則の詳細は2001年8月後半に発表され、[www.defra.gov.uk/environment/climatechange/07.htm](http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/07.htm)で入手可能となる。

#### ベースラインの定義

- 2.15 ベースラインとは将来の排出量削減に関する基準点である。それゆえ、制度への直接参加を考慮する際に、直接参加者はオークションに入札する排出量削減水準を考慮する前に、先ずそのベースラインを算出する必要がある。
- 2.16 直接参加者のベースラインは、2000年を含む3年間における平均年間排出量となる。換言するならば、各直接参加者のベースラインは、過去の排出水準に基づいて計算される。直接参加者が、3年間全体に関する検証可能な排出データを作成するために個々の排出源についての情報を入手できないことを認定検証者に納得させることができるならば、その代わりに1999-2000年、又は2000年だけの排出データを提出することができる。

#### 排出源リストの確認とベースライン排出量の計算

- 2.17 ベースラインは個々の排出源で構成される。それゆえ直接参加者は、ベースライン排出量を計算できるようになる前に、制度(排出源リスト)に入れようとする排出源を特定しなければならない。排出源リストの確認作業には6段階あり、さらにベースライン計算のために2段階ある。直接参加者は各段階での決

定事項に関する記録書を作成しなければならない。

#### 経営管理

1. 経営管理権があるすべての排出源を特定する。

#### 部門内の排出源

2. 段階1の排出源を産業部門別に分ける。どの部門を制度に入れ、どの部門を制度外に置くか決める。

#### 排出データ

3. ベースライン期間に関する検証可能な排出量を持つ段階2の排出源区分グループを特定する。

#### 加入資格

4. 制度への加入資格を持つ段階3の排出源区分グループを特定する(第2.4節を参照)。

#### 温室効果ガスの網羅

5. 二酸化炭素を排出する段階4の排出源の区分グループを特定するか、又は段階4の排出源のさらなる変更を行わない。それによってすべての温室効果ガスが入る。

#### 報告ガイドライン内での網羅

6. 報告ガイドライン附属のプロトコル案の対象となる段階5の排出源区分グループを特定する。プロトコル案で網羅されない一部/すべての排出源を除外する決定を行うか、或いは段階5の排出源に更なる変更を加えない。これによって、これらの排出源を含める決定を行う。1から6までの段階を経た後、直接参加者はその排出源リストを完成させることになる。

#### ベースラインの計算

7. 最後の2段階でベースラインの計算となる。排出源リストの排出源によるベースライン期間の平均年間排出量を概算する。ベースライン期間中のその平均排出量が個々に、規模境界点である二酸化炭素換算10,000トン(tCO<sub>2</sub>e)相当より少ないか、或いは排出源リスト総量の1%以下(どちらか少ない方)であることを確認する。これらの排出源に関して、それをベースラインから除く決定を行うか、又はベースラインに含めるか何れかの決定を行う。ベース

ラインに含まれる排出源が報告ガイドラインに附属するプロトコル案の対象でないなら、直接参加者は政府に報告し、報告ガイドラインに附属する追加プロトコルを作成する準備を行う。

ロトコルを用いて残りの個々の排出源による排出量を計算した後、直接参加者はそのベースラインを完成したことになる。これは二酸化炭素 (tCO<sub>2e</sub>) 概算トン数で表示された排出量の数値となる。

## 8. 1 から 7 までの段階を踏み、承認されたプ

### 例 2.1

- ・ A 社は排出源 3 ヶ所を制度に入れ、それゆえ排出源リストには 3 ヶ所の排出源が記載されている。
- ・ ベースライン期間中に排出源 1 は平均して 1000 tCO<sub>2e</sub> を、排出源 2 は平均して 60,000 tCO<sub>2e</sub> を、排出源 3 は平均 60,000 tCO<sub>2e</sub> を排出した。排出源 1 は報告ガイドライン及び附属プロトコルで対象とされていないが、排出源 2 と 3 はその対象になっている。
- ・ 排出源 1 からの排出量は排出源リスト総量 (121,000 tCO<sub>2e</sub>) の 1 パーセント以下であるので、A 社は排出源 1 の排出量をそのベースラインから外す選択が可能である。同社はこの排出源のためにプロトコルをもつ必要がない。A 社はこの選択を行った。従ってそのベースライン排出量は 120,000 tCO<sub>2e</sub> である。
- ・ 2 年後、A 社は第 2 遵守期間中の排出源 1 からの排出量が 8,000 tCO<sub>2e</sub> に増加する決定を行った。第 2 遵守期間中の排出源 2 と 3 からの排出量はそれぞれ 50,000 tCO<sub>2e</sub> であった。排出源 1 の排出量は排出源リスト総量 (108,000 tCO<sub>2e</sub>) の 1% を超えているので、A 社は排出源 1 に関するプロトコルを作成して、承認を受け、その排出量を年間排出総量に加えなければならない。
- ・ A 社の第 2 遵守期間中の年間総排出量は 100,000 tCO<sub>2e</sub> ではない。A 社は今や排出源 1 の排出量を加えなければならない。それが排出源リスト総量 (108,000 tCO<sub>2e</sub>) の 1% を超えているからである。従って、第 2 遵守期間の年間排出量は 108,000 tCO<sub>2e</sub> である。ベースラインの排出量は変わらない。120,000 tCO<sub>2e</sub> のままである。

2.18 1 から 8 までの段階を踏んだ後、直接参加者は制度に入れる排出源と制度から外す排出源に関する文書を有する (その排出源リスト)。又、そのベースラインも計算する。ベースライン排出量は、必ずしもベースライン期間中の排出源リストに記載されたすべての排出源からの総平均年間排出量に相当するものではない。直接参加者には規模境界点以下の排出量の排出源をベースラインから外すオプションがあるからである。このことは、直接参加者はベースライン期間に少量であり、少量のままである可能性が大きい排出源をベースラインから外すことで、管理費用を削減できることを意味する。

2.19 直接参加者がその年間排出量を測定する場合、同じ原則が適用されるだろう。直接参加者には規模境界点以下の排出量の排出源を外すオプションがあるので、年間排出量は、必ずしも遵守期間中の排出源リストに記載されたすべての排出源からの総排出量に相当するものではない。しかしながら、排出源リストに記載されているが、ベースラインか

ら外した排出源からの排出量が将来の遵守期間における規模境界点と同じか、或いは大きくなる場合、報告ガイドライン及び附属プロトコルに従って測定されなければならない。そこで、報告ガイドラインに附属するプロトコルが当該排出源をその対象としないなら、追加プロトコルを作成して、承認されなければならない。

2.20 排出源リストの確認とベースライン排出量の計算に関する詳細は附属書 A で説明している。

### 排出源リスト、ベースライン、及び目標の調整

2.21 企業、パートナーシップ、及びその他の組織は変化しない実体ではない。例えば、子会社又は資産の取得や整理によって、参加者のグループ構造やその運営に関連した変更があるかも知れない。そのため直接参加者が管理する排出源は制度存続中に不変ではないかも知れない。その結果、排出源リスト及びベースラインの排出源は不変ではなくなるだろう。制度はこれらの種類の変化に合わせる

ために十分な適応性がなければならない。

- 2.22 直接参加者がその構造を変更する毎に、直接的参加者は変更に係わる排出源からのベースライン排出量が、変更境界点 25,000 tCO<sub>2e</sub> 又はオークション時の検証されたベースライン総排出量の 2.5% (どちらか少ない方)と等しいか、或いはそれより大きいかが、評価しなければならない。この境界点は 2002 年から 2006 年の 5 回の遵守期間にわたって累積される。変更境界点が動くなら、排出源、ベースライン、及び年間目標の調整を行わねばならない。排出源、ベースライン、及び目標に関する詳細は附属書 B で説明している。

#### 加入に関する予定表

- 2.23 制度に加入する直接参加者の予定表は以下の通りである：
- ・ 2001 年 8 月から 12 月 31 日迄：制度への加入を考慮している人々のための登録前期間；
  - ・ 2001 年 11 月：制度の規則案の公表；
  - ・ 2001 年 12 月：制度の規則及びオークション・プログラムの公表；
  - ・ 2002 年 1 月 1 日：最初の遵守期間の開始；
  - ・ 2002 年 1 月：登録期間及び制度への加入を希望する人々からのオークション入札；
  - ・ 2002 年 4 月 1 日：合格した直接参加者が制度に加入；
  - ・ 2002 年 12 月 31 日：最初の遵守期間の終了；
  - ・ 2003 年 1 月 1 日から 2003 年 3 月 31 日迄：最初の調整期間<sup>8</sup>；
  - ・ 2003 年 4 月：遵守した直接参加者に対する最初の奨励金の支払が行われる。
- 2.24 その後の遵守期間、調整期間、及び奨励金支払の予定表は、最初の遵守期間のそれと同じだろう。従って、第 2 回遵守期間は 2003 年 1 月 1 日から 2003 年 12 月 31 日迄であり、第 2 回調整期間は 2004 年 1 月 1 日から 2004 年 3 月 31 日迄となり、2 回目の奨励金の支

払は 2004 年 4 月から始まる。その後も同じである。

- 2.25 本書は、直接参加者が奨励金を通して加入するための準備ができるように、制度の規則と制度の基礎となる政策の枠組を説明するものである。制度の規則は 2001 年 12 月にオークションのプログラムと一緒に刊行するに先立ち、2001 年 11 月に草案の形で発表されるだろう。
- 2.26 制度に自主的に加入した協定参加者のための予定表は僅かながら異なる(第 3.4 節を参照)。

#### 登録前期間

- 2.27 2001 年 8 月から同年 12 月 31 日迄、政府は登録前期間を設ける。直接参加者はこの期間中、制度に関してどのようなことでも非公式に問い合わせることができるだろう。また以下のことが可能である：
- i) 加入資格があることを保証する(第 2.1 節を参照)；
  - ii) その排出源リストが枠組文書に従っていることを保証する(第 2.17 節を参照)；
  - iii) その排出源リストに 2001 年 8 月に発表された報告ガイドラインに附属するプロトコル案の対象にならない排出源が含まれているなら、政府に通知して、適切なプロトコルの準備作業に着手する(理想的には同じ種類の排出源と一緒に)(附属書 A の 13 を参照)。
- 2.28 直接参加者は、その排出源リスト案の承認を政府から受けるように要求され、この承認の無いものはオークションに参加することができない。直接参加者はこの承認を登録前期間中に要請することができる。しかしながら、要請を 2001 年 10 月 31 日以降に受取った場合、政府は 12 月 31 日までに、承認のための処理を完了することを保証することができない。
- 2.29 政府が排出源リスト案を承認したなら、政府は直接参加者に確認書を交付する。直接参加者はその検証者がこの確認書を利用者できるようにしなければならない。

- 2.30 2001 年 8 月に発表された報告ガイドラインに附属するプロトコルで対象となっていない排出源を排出源リストに含める選択を行う直接参加者は、できる限り早急に政

<sup>8</sup> 調整期間中に、遵守期間中の排出量を検証し、ETA に報告しなければならない。又、直接参加者は遵守期間中にその総排出量をカバーするのに十分な排出権を保有していることを確保するために、残りの取引を実行しなければならない。

府に接触すべきであり、2001年10月31日までに行えば申し分ない。

2.31 直接参加者が、登録前期間（及び全制度期間中）に政府に提供した情報は、1992年環境情報規則<sup>9</sup>に従って国民の申請に基づいて公開されることを条件とすることに注意しなければならない。直接参加者が政府に提供した情報の公開に反対するなら、そのように述べなければならない。さもなければ政府は、直接参加者は国民に対する情報公開に反対しないと見なし、従って申請の場合には1992年規則に基づいて行動するだろう。

2.32 登録前期間に関する照会先は以下の通りである；

環境・食料・田園問題省（DEFRA）  
地球大気課  
排出権取引制度  
3/F3 アッシュダウン・ハウス  
ヴィクトリア通り123番  
ロンドンSW1E 6DE  
電話：020 7944 5933  
Eメール：ets@defra.gsi.gov.uk

#### 登録期間

2.33 制度への正式な加入を可能にするオークションへの参加条件は以下の通りである：

- ・ 直接参加者としての適格性の実証（第2.1節を参照）；
- ・ 排出源リストの承認（第2.29節を参照）；及び
- ・ オークションに成功したなら、直接参加者は制度の規則に拘束されることに同意する文書に署名すること（規則は排出権の割当及び奨励金の支払が行われる条件を含む）。

#### オークションの奨励金

2.34 政府は、直接参加者が制度に加入する奨励金として2003-04年から5年間にわたり215百万ポンドまでを利用できるようにした。これは法人税控除後、年に30百万ポンドに相当する。制度への応募者が足りない場合には、

<sup>9</sup> これらの規則は、情報入手、意志決定への国民参加、及び環境問題における司法の利用に関する1998年Aarhus条約に基づく英国の公約に従って、近い将来改正されるはずである。

制度に関する支出総額は少なくなるだろう。

2.35 直接参加者は2002年1月のオークションを通して、奨励金のために入札することができるだろう。参加者は2006年末までにそのベースラインから行う年間排出量の削減を明記して奨励金割当のために入札する。この年間排出量削減は、（第2.45節の後で例をあげて示されているように）2002年から2006年にかけて5つの同じ年間目標に区分される。参加者は5つの年間目標をそれぞれ達成したなら、5回の同額分割金で奨励金を受取ることになる<sup>10</sup>。

#### オークションの設計

2.36 奨励金を割当するために2002年1月に利用されるオークションの種類は、“下降時計 descending clock”型オークションである。下降時計型オークションは以下の段階をから成る。これについては具体的に下で例示する。

1. 競売人がtCO<sub>2e</sub>当たりの値段を発表する。
2. 競売人が各入札者に明記された最終期限日までに明示された値段に応じて入札（tCO<sub>2e</sub>排出削減量に関して）するように求める。
3. 各入札者は入札を行う。
4. 競売者は明示された値段に応じて入札者全員が入札したtCO<sub>2e</sub>の総量を発表する。
5. 入札総量を乗じた値段が奨励金総額より少ないか、又は同じであるなら、この時点で競売は終わる。
6. 入札総量を乗じた値段が奨励金総額を上回った場合、競売は次のラウンドに移る。競売人はtCO<sub>2e</sub>当たり低い値段を発表して、競売を開始し、この回に発表された値段に乗じた排出削減総量が奨励金総額以下になるか、又は同額になるまで、上述し

<sup>10</sup> 5回の同じ年間目標、及び次年度排出権の割当に関する言及はすべて直接参加者が制度の規則を遵守することを条件とする。直接参加者が遵守期間中にその排出量をカバーするのに十分な排出権を保有しない場合、次の遵守期間に排出権の完全な割当を受ける資格がなくなり、事実上、より困難な目標に直面することになる。直接参加者は、オークション最終回に入札され、適正な遵守年度に達成された排出量の削減に関してだけ奨励金を受取る。不遵守の結果に関する詳細は、第5節を参照のこと。

たやり方で入札を続ける。

例 2.2

分かりやすく説明するために、本例では競売に加わる直接参加者 5 名についてだけ示す。2002 年 1 月に行われる実際のオークションとは違って、本例では 1 人の直接参加者が請求できる金額に制約を設けない(第 2.42 節を参照)。オークションは 5 回続き、支払金額が初めて 215 ポンド以下になった時、終了する。直接参加者の入札がこの時点で確定する。

回数	値段 (£tCO <sub>2</sub> e)	参加者の入札 ( '000 tCO <sub>2</sub> e )					入札 総量 ( '000tC O <sub>2</sub> e )	支払 総額 ( '000£ )
		A	B	C	D	E		
1	45	2,200	800	1,500	3,000	1,000	8,500	382,500
2	40	2,000	750	1,450	2,500	975	7,675	307,000
3	35	1,800	700	1,400	2,350	950	7,200	252,000
4	32	1,750	700	1,350	2,300	925	7,025	224,800
5	30	1,750	700	1,325	2,275	910	6,960	208,800
奨励金総額 ( '000£ )		52,500	21,000	39,750	68,250	27,300		
年間目標 ( '000tCO <sub>2</sub> e )		350	140	265	455	182		
年間奨励金 ( '000£ )		10,500	4,200	7,950	13,650	5,460		

2.37 入札者が競売人に提出した tCO<sub>2</sub>e の量は、明示された値段で 2006 年末までに達成する用意がある彼らのベースラインからの年間排出量の総合的削減である。競売人が前の回における tCO<sub>2</sub>e の総量を発表し、次の回があるかどうか告げるなら、入札者はそのポジションを再評価して、次回の入札額を修正するためにこの情報を利用する機会が与えられる。オークションが終了し、競売人が述べる最終値段は精算値段と呼ばれる(奨励金の需要は供給に等しい)。入札者はオークション最終回で入札した CO<sub>2</sub>e の各トンに関して精算値段を受取る資格が与えられ、適切な遵守年度にそれを得る。

2.38 広汎な潜在的減額手段及び限界減額費用の可能性はある。それゆえ、直接参加者が入札プロセスのために準備し、又、その準備費用を制限するのを助けるために、政府はオークションで tCO<sub>2</sub>e 当たり 100 ポンド以上の値段での入札を求めないことを確認する。この値段は必ずしもオークションの開始時の値段ではない。オークションはこの値段か、又はこれより低い値段で開始し、その後漸次低くなる。

2.39 各回の入札総量は、提供される奨励金を使い果たす方向に向かって着実に減少する可能性は

低いので、直接参加者はオークションが何時終わるか明確に決めることができない。直接参加者が最終回となる回で入札するなら、その後でそれを撤回することができない。最終入札は、直接参加者が 2002 年から 2006 年にかけて排出量削減を約束するものとなる。

入札参加

2.40 政府は、2001 年 12 月にオークションの正確な運営及び期間に関する詳細なプログラムを発表する。オークションそのものは 1 月に行われ、終了までに 2 週間以上は掛からない筈である。

2.41 直接参加者はその年間排出量の削減に基づいて入札するので、奨励金は、制度の 5 年間という期間にわたって達成されるベースラインからの累積削減よりも、むしろ各年に達成された追加削減に適用される(このことは第 2.44 節の後に作成された図表で例示する)。このため、オークションにおける奨励金の精算値段は排出権に関する将来の市場価格水準を示すものではない。むしろ、オークションにおける奨励金の精算値段が排出権に関する市場価格よりも著しく高くなることが予想される。

2.42 どの直接参加者も奨励金総額の 10 パーセント以上の金額を請求する入札を行うことはできない。この制約に対する合理的な根拠は、奨励金は制度の中での流動性を促進するために提供されていることである。若し直接参加者の 1 人が奨励金の全額を請求できるなら、この目的は失敗に終わるだろう。

#### 目標の設定

2.43 オークションの最終回となった入札に参加して、直接参加者が入札に成功したなら、それで 5 年間分の絶対的年間目標を設定したこと

になる。各直接参加者は線型の排出量削減目標図を持つことになる。

2.44 このことは、直接参加者が 2002 年 4 月に制度に加入しても、直接参加者は 2002 年 1 月 1 日に開始する最初の遵守期間の完全な年間目標を持つことを意味する。従って、直接参加者は、2002 年 1 月 1 日から 2002 年 12 月 31 日まで測定し、報告して、ベースラインから年間排出量を年間目標量まで削減しなければならない。

#### 例 2.3

- 参加者 A は制度の直接参加者である。1,000 tCO<sub>2e</sub> のベースラインを持ち、オークションへの最終入札量は 100 tCO<sub>2e</sub> であった。従って、A はその年間排出量水準を 5 年間にわたり 100 tCO<sub>2e</sub> まで削減しなければならない。
- 参加者 A がその 5 つの目標を算出するために、その最終入札量である 100 tCO<sub>2e</sub> を 5 で割らなければならない。従って、参加者 A の年間目標は 20 tCO<sub>2e</sub> であり、毎年その年間排出量水準を 20 tCO<sub>2e</sub> まで削減しなければならない。
- そこで参加者 A の排出上限は次のようになる。即ち、第 1 回遵守期間は 980 tCO<sub>2e</sub>、第 2 回遵守期間は 960 tCO<sub>2e</sub>、第 3 回遵守期間は 940 tCO<sub>2e</sub>、第 4 回遵守期間は 920 tCO<sub>2e</sub>、そして第 5 回遵守期間は 900 tCO<sub>2e</sub> になる（各上限は四捨五入しなければならない）。
- 参加者 A は各排出量トン当たり（オークションにおける最終精算値段で）トン当たりの奨励金を受取る。それゆえ、最終精算値段が £30/ tCO<sub>2e</sub> であったなら、各目標の達成に対して年間 600 ポンドを受取り、5 年間で 3,000 ポンドになる。

（訳注：以下は番号処理）

1. 排出量 (tCO<sub>2e</sub>)
2. ベースライン
3. 年間排出量の削減総量 = 100 tCO<sub>2e</sub>
4. 受取る奨励金総額 = 100 tCO<sub>2e</sub> x £30/ tCO<sub>2e</sub> = £ 3,000
5. 年間排出削減量 = 100 tCO<sub>2e</sub>/5 = 20 tCO<sub>2e</sub>
6. 受取る年間奨励金 = £3000/5 = £600
7. 期間 (年)

## 第 3 節

### 協定参加者の加入

3.1 気候変動協定の対象企業は、エネルギー / 排出量の目標を持ち、80 パーセントの気候変動税減税を引き続き得るためには、これを達成しなければならない。これらの企業は制度を通してその目標を達成するために取引を選択することができる。これにより更なるフレキシビリティと遵守費用軽減の恩恵を得る。

### 加入資格

3.2 気候変動協定の加入資格は、公害防止・管理条例の A 部に基づく。協定に含まれるすべての施設運営者は、協定ルートによって協定参加者として制度に加入する資格がある。

### ベースラインと目標

3.3 協定参加者は、協定の目標に基づいて制度に加入することができる。参加者には、制度加入のために、ベースラインデータの編纂や異なる目標の設定は要求されない。

### 加入に関する予定表

3.4 制度に加入する協定参加者の予定表は以下の通りである：

- ・ 2001年4月1日：気候変動税制度が開始した；
- ・ 2002年1月1日から2002年12月31日：最初のマイルストーン年の開始（企業はこの期間を3ヶ月まで繰り上げる選択を行ったかもしれない）；
- ・ 2002年4月：協定参加者はETAに登録し、登録簿で遵守口座を開設する；
- ・ 2003年1月31日：協定参加者のための第1回調整期間の終了。

## 第4節

### 制度における排出量の測定と報告

- 4.1 制度に参加する目標保有者は全員、そのベースラインを決めるために排出量を測定して報告し、目標遵守を実証するように要求される。さらに、測定した排出量は、政府に報告する前に、検証過程を経なければならない。

### 直接参加者

#### 報告ガイドライン

- 4.2 各直接参加者は、二酸化炭素換算トン単位（tCO<sub>2</sub>e）でベースライン及び年間排出量を測定し、報告するために、*英国排出権取引制度における排出量測定と報告のためのガイドライン*（報告ガイドライン）及びそのプロトコルを利用するように要求される。現在可能な限りにおいて、国際枠組との調和を確保するために、報告ガイドライン及びプロトコルは気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が発行した国際報告ガイドライン及び優良事例に頼る<sup>11</sup>。
- 4.3 報告ガイドラインは直接参加者がベースライン及び年間排出量を測定し、報告する時に従わねばならない、透明性、偏向がないこと、整合性等の原則を説明している。報告ガイドラインは以下の事項に関する詳細と実際的な指針も与える：
- ・ 排出源リストの確認；
  - ・ この排出源リストの変更；及び

<sup>11</sup> 報告ガイドライン及びプロトコルは、政府の温室効果ガス排出に関する企業環境報告のための任意ガイドラインにも頼っている：

#### ・ ベースラインの再計算

- 4.4 報告ガイドラインには、排出源からの排出量を測定し、報告するために利用する方法を詳細に説明した一連のプロトコルが含まれる。報告ガイドラインの附属書Aは、二酸化炭素燃焼排出量を対象とするプロトコル案を含み、附属書Bは広範囲な二酸化炭素処理排出量を対象とするプロトコルを含む。直接参加者は附属書A及びBのプロトコル案について意見があれば、それを2001年10月1日までに政府に送ってほしい（連絡先の詳細は第2.32節を参照）。政府は登録前期間終了時、即ち、2001年12月31日迄に、これらのプロトコルの最終的な承認書を交付する積もりである。
- 4.5 報告ガイドラインと一緒に発表されたプロトコル案の対象にならない排出源を入れる選択を行った直接参加者は、政府にできる限り速やかに通知しなければならない。2001年10月1日までにあれば申し分ない。政府は、潜在的参加者を同じ種類の排出源を排出源リストに入れたいと望んでいるかも知れない他の人々と接触させるために、登録前期間中に提出された排出源リストに関するこれらの通知と情報を利用する。政府は登録前期間終了時、即ち、2001年12月31日までに、これらのプロトコルの最終的な承諾書を交付するつもりである。
- 4.6 政府は、直接参加者が同じ種類の排出源をまとめて追加プロトコルを作成するように強く勧める。代替的な方法が記載されているとしても、各排出種類に関してひとつのプロトコルしか作成されないものと想定する。通知が行われた後、直接参加者（又は直接参加者のグループ）は、政府に排出源を網羅するプロトコル案を提出しなければならない。直接参加者は、プロトコル案に含まれる固有の不確実性に関して政府に推計を示さなければならない。
- 4.7 排出源に関してプロトコルがその後承認されたとしても、直接参加者は2001年8月に報告ガイドラインと共に発表されたオリジナルの附属書AとBのプロトコル案でカバーされない排出源を除外することができる。

#### ベースライン及び年間排出量の検証

- 4.8 直接参加者がそのベースラインと年間排出量を、制度の規則、報告ガイドライン及び関連プロトコルに従って特定し、測定したら、これらの排出量は認定検証者による検証を

受けなければならない<sup>12</sup>。

- 4.9 直接参加者はそのベースラインの検証を受けなくとも、奨励金のための入札が許される。しかしながら、検証結果としてそのベースライン排出量に変化することがある。排出権の割当は直接参加者の検証を受けたベースライン排出量と参加者がオークションで入札した目標に基づいて行われる。直接参加者は、そのベースラインが検証されるまで、排出権割当を受取らない。例えば、最初の遵守期間に入るまでそのベースラインの検証が完了しない直接参加者は、これが完了した後、初めてETAから制約のない排出権の割当を受取る直接参加者は、遅くとも2003年3月31日までに遵守しなければならない。
- 4.10 ベースライン排出量は、行われた排出削減が個別に確認された開始点からのものであることを確保するために検証されなければならない。検証者はこの仕事を提供する法的資格があることを保証するために、認定を受けねばならない。英国基準認定サービス(UKAS)は、認定する前に直接参加者のベースライン排出量の検証に関して検証者を評価する。
- 4.11 直接参加者は、各遵守期間に続く調整期間中にその年間排出量の検証を受けるように要求される。

#### ベースライン及び年間排出量における重要な虚偽の申立て

- 4.12 「重要性(Materiality)」とは、直接参加者の総ベースライン又は年間排出量の数字に関連して、個々の事項の相対的な意味又は重要性を表す語句である。直接参加者の総排出量に関する数字についての虚偽の申立て、及び関連情報開示が政府が講じる決定や行動、或いは直接参加者の検証書を利用するその他の者が行う経済的判断や経済的行動に合理的に影響を与えるなら、その件は重要である。
- 4.13 検証者の重要性についての評価には、虚偽の申立ての量と性質の両方に関する考慮が含まれる。例えば、比較的小さな脱漏や誤差は、それが繰返されるなら、累積すると総排出量の数字に重要な影響を与える。検証者は個々の虚偽の申立てと訂正されない虚偽の申立て全体との両方に関して重要性を評価するだ

ろう。

- 4.14 従って、検証者は総ベースライン又は年間の数字における重要な虚偽の申立てに繋がりがねない脱漏や誤差を考慮に入れる。このような虚偽の申立ての原因は、例えば、透明性に欠け、偏向した、或いは矛盾した数字を生む不十分な報告システム(即ち、正確に報告プロトコルに従わない、体系的ではない記録データ、及び間違いがあるスプレッドシートの使用)であるかもしれない。
- 4.15 大雑把な指針として、総排出量の数字における不確かな数字が全体で5%以上であるなら、検証者は総排出量数字における虚偽の申立てを重要であると分類する傾向があるだろう。不確かな数字が全体で重要であると考えられるなら、検証者は直接参加者の検証書に署名することができない。このような場合、直接参加者は検証者が虚偽の申立ては重要でないと判断するまで、その排出量に関するデータを修正しなければならない。直接参加者がその排出量データを修正しないなら、検証を受けた排出量データを持たず、従って制度の規則を遵守しないことになる。
- 4.16 検証者は、報告ガイドラインに附属するプロトコルに正確に従った固有の不確実性は考慮に入れない。
- 4.17 虚偽の申立てを重要であると分類するかどうかに関する検証者の決定は、排出権取引市場における排出権の値段による影響は受けない。

#### ベースライン及び年次報告の要件

- 4.18 制度に加入する直接参加者に関しては、直接参加者が最初の排出権割当を受けることができる前に、下記の最低情報が検証者に報告され、検証されなければならない：
- i) 排出源リストとベースライン排出量；
  - ii) 経営者又は「指定された代表者」が署名した、報告するデータは直接参加者の排出量に関する正確な表示であるという自己宣言書
- 4.19 遵守期間中に排出源リスト、ベースライン、又は目標に変更がないなら、各調整期間が終了する前に検証を受けるため、下記の最低情報を検証者に報告する：
- i) 排出源リスト及びベースライン排出量；
  - ii) 年間排出量；

<sup>12</sup> 英国基準認定サービス(UKAS)は、利害関係者に派遣されることを希望する検証者のパイロットグループ一覧表を発行することができる。

- iii) 利用した排出係数の排出源の証拠を含む計算方法、前回報告したデータと報告するデータの比較可能性に影響を与えるかも知れない計算方法の変更；
- iv) 経営者又は「指定された代表者」が署名した、報告するデータは直接参加者の排出量に関する正確な表示であるという自己宣言書

遵守期間中に排出源リスト、ベースライン、又は目標に変更が生じた場合、調整期間終了前に検証できるように、下記の追加情報も検証者に報告する：

- v) オークションによって決定した当該年の年間目標；
- vi) 前年に比べて変化を示す新しい排出源リスト及びベースライン排出量；
- vii) 前年に比べて変化を示す新しい年間目標

4.20 検証者は、検証過程において直接参加者から必要な追加情報を要求することがある(例えば、個々の排出源に関するデータや排出量水準の著しい変化の理由等)。

4.21 ベースライン排出量、年間排出量、及び目標はすべて tCO<sub>2e</sub> で表示する。検証者に報告した情報はすべて、少なくとも、直接参加者が制度に係わっている期間中は保有しなければならない。

4.22 直接参加者は体系的な方法(電子データベースを利用する等)でデータ及びデータを支える方法の両方を記録するように要求される。システムの正確性と透明性が、検証過程で検証者により評価される。

4.23 各検証過程の後、直接参加者は ETA に検証報告書を提出する。検証者が無条件で要求される報告情報に署名した場合、検証報告書には検証されたベースライン排出量と、各遵守期間終了時点で検証された年間排出量が含まれているものとする。検証者が要求される報告情報に署名できない場合には、検証報告書にその理由を記載する。この情報を用いて、ETA は必要な数の排出権を割当たり、取り消したりして、直接参加者が制度の規則を遵守しているかどうか決定する。

4.24 報告及び遵守に関するさらなる詳細は第 5 節を参照のこと。

#### 協定参加者

#### 排出データの検証

4.25 協定には独自の報告・検証要件がある。自主的に制度に参加しない協定参加者、又は排出権を購入するためだけに制度に自主的に参加する協定参加者は、追加報告又は検証の実行が要求されない。

4.26 しかしながら、目標以上に達成した排出削減により排出権を売却したい協定参加者は、

- ・ ETA から排出権を得るために、そのエネルギー使用又は排出量に関するデータを認定検証者に検証させなければならない；

- ・ 適切なら、その生産と製品構成に関するデータを認定検証者に検証させなければならない。

報告及び遵守に関するさらなる詳細は第 5 節を参照のこと。

## 第 5 節

### 制度の運営

#### 排出権の割当

5.1 直接参加者は、協定を通して制度に加入する者に対するものとは異なる基礎に基づいて、排出権を受取る。直接参加者は、その排出権をいわゆる“キャップ・アンド・トレード(上限付取引)”ベースで排出権を受取るが、他方、協定参加者は“ベースライン・アンド・クレジット”ベースで排出権を受取る。

- ・ キャップ・アンド・トレード：直接参加者は、毎年、少なくとも前遵守期間の排出量に等しい排出権を保有していたことを条件に、次期遵守期間に関して、その排出量上限に匹敵する排出権を受取る<sup>13</sup>。その後、参加者は自由に排出権を売却できるが、各遵守期間に続く調整期間末まで実際の検証済み排出量に等しい排出権を保有していることを確保しなければならない。

- ・ ベースライン・アンド・クレジット：協定参加者は、エネルギー使用量又は排出量を目標以下に削減したなら、各遵守期間(別名“マイルストーン年”として知られている—第 5.4 節を参照)終了時点で排出権が割当てられる。交付される排出権の量は超過達成量に相当する。目標を達成できず、取引を選択する協定参加者は排出権を受けないが、各遵守年に続く調整期間終了前に必要な数の排出権を購入

<sup>13</sup>政府が前年度の検証済み排出データを受取るまで、2 年から 5 年、彼らは排出権を全部は受取らない。

しなければならない。

する：

#### 絶対的目標と相対的目標

- 5.2 すべての直接制度参加者は絶対的排出削減量に関して確定した目標を持つ。協定参加者も絶対的エネルギー又は排出量目標を取るオプションがあるが、大半の参加者は、“相対的”目標と言われる、生産単位当たりのエネルギー使用又は排出量に関して確定した目標を選択した。
- 5.3 絶対的上限を持つ協定参加者は、“ベースライン・アンド・クレジット”方式でスタートするだろう<sup>14</sup>。しかしながら、より長い期間ではこれらの参加者が“キャップ・アンド・トレード”に基づいて取引を行う余地があるだろう。相対的目標の協定参加者は、ベースライン・アンド・クレジットに基づいてだけ取引を行うことができる。
- 5.4 協定参加者の遵守期間は必ずしも暦年に基づいて運営されるのではなく、その代わりに2年毎に1年間続く“マイルストーン期間”がある。各部門には期間に関して幾らかのフレキシビリティが与えられ、10月1日から1月1日の間で開始日を選択することができた。政府は中間の非マイルストーン年における目標の役割を何も考えていない。協定の対象とならない年に関する遵守体制がない場合には特にそうである。従って、協定参加者は非マイルストーン年の目標がないし、これらの年に排出権を得ることもできない。彼らは何時でも自由に排出権を取引できる。

#### 登録簿

- 5.5 排出権又はクレジットの保有、購入、或いは売却を望む者は、登録簿に口座を持つ必要がある。登録簿は制度の中核に位置する。参加者全員による排出権の保有を記録し、その最初の割当からあらゆる所有権の移転、最終的な取消しや償却まで追跡する。これを行うために、登録簿は以下の事項を記録

- 各参加者の口座に関する情報（詳しい連絡先とともに指定口座保有者の氏名を含む）；
  - 政府による最初の排出権割当；
  - プロジェクト又は国際移転からの参加者へのクレジット；
  - 移転による保有の変更
  - 排出権の取消しと償却；及び、
  - 将来使用するための排出権の預け入れ
- 5.6 当初この登録簿は英国の制度内での排出権及びクレジット保有の変更を追跡する手段とするが、やがてこれはEU各国との国際取引及び京都議定書に基づく国際取引のための英国・国内登録簿として機能するだろう。
- 5.7 英国の制度内での各排出権又はクレジットは、二酸化炭素換算トン（tCO<sub>2</sub>e）を示す。排出権は電子形態でのみ存在し、それぞれ新しい国際要件に従った独自の通し番号を持つ。この通し番号は以下のものを含む：
- 英国の制度内での発行年度（ビンテージ）；
  - 京都議定書に基づく排出権が発行された目標期間。2008年より前の排出権に関してはゼロとなる；
  - 出所に関する情報（排出権であるか、或いはプロジェクト・クレジットであるか）；
  - 発行年度と結びつける場合、排出権はすべて独自に特定可能であることを保証する個々の番号
- 5.8 排出権及びクレジットは連続番号が付けられた単位ブロックで参加者に発行される。大部分の移転はひとつ以上の単位が係わり、ブロックは元のまま移転されるか、必要なら小さく分割される。
- 5.9 英国政府だけが英国の排出権とクレジットを発行する。その他の国外の排出権又はクレジットは、それが英国と相互協定を締結している国の政府によって創設されたか、或いはその他の認可された国際的出所からのものである場合にだけ、制度の下で認められる（第9節を参照）。
- 5.10 登録簿の日常的な職務は、参加者の中での

<sup>14</sup> これは、例えば、企業がある現場に関連した排出権すべてを売却し、次の遵守期間開始前にその現場を閉鎖することを防ぐために必要である。この問題は、協定でこれに対するペナルティ（80%の減税を失うこと）が現場別に、そして続く2年間だけに適用されるという事実によって生じる。従って、このペナルティは、マイルストーン期間終了前に閉鎖される現場の場合には有効ではない。ペナルティは企業レベルで適用されるので、直接参加者に関しては同じ問題が生じない。

移転を実行し、これを記録し、それに従って排出権保有を調整することである。政府は、登録簿が電子で、リアルタイムに機能して、取引がインターネットを通して安全に行われると予想する。相対部門（第 5.13 節）からの移転は、登録簿レベルで操作する制限に服するので（第 5.21 節を参照）、これらの移転は何時も認められるとは限らない。登録記録は関係口座及び移転された排出権の通し番号を含む、あらゆる移転の記録を保持する。

- 5.11 登録簿及び口座の開設方法に関するさらなる情報は、2002 年 4 月に制度が取引を始める前に入手可能となるだろう。

#### 口座の種類

- 5.12 登録簿には 4 種類の口座がある：

1. **遵守口座。**各目標保有者は、指定された遵守口座を持たなければならない。この口座内に保有されている排出権又はクレジットだけが、各調整期間終了時点で、その目標と共に遵守に有利な条件になる。目標保有者が“キャップ・アンド・トレード”又は“ベースライン・アンド・クレジット”に基づき運営しているかには関係なく、排出権はこの遵守口座に割り当てられる。協定参加者は、企業全体のためにひとつの口座を持つ<sup>15</sup>、或いは各目標単位のためにそれぞれ口座を持つか選択することができる。
2. **取引口座。**すべての制度参加者は取引口座を開設することができ、これにはトレーダーや非政府組織 NGO 等の非目標保有者も含まれる。取引口座は遵守過程で何の役割も演じない。
3. **国内償却口座は、調整過程で放棄された排出権やクレジットすべてを保有する。ETA だけが償却口座に移転を行うことができる。いったん償却口座に入れたなら、排出権又はクレジットはさらに移転されたり、参加者によって遵守目的のために使用することはできない。**
4. **国内取消し口座もある。この口座に移転された排出権又はクレジットはすべてさらに移転したり、遵守目的のために利用して**

<sup>15</sup> 企業レベルの口座は、ひとつの包括協定に基づく施設だけを対象とすることができる。企業が複数の包括協定に入る施設を持つなら（即ち、企業はひとつ以上の部門協会に報告を行う）なら、各協定における施設を対象とする口座を持つ必要がある。

はならない。これは、例えば NGO が、取引口座を開設し、市場で排出権を購入し、その後それを取り消すことができるようにする。企業及び個人は、温室効果ガスを自主的に相殺するために、他で排出権を購入し、取り消す選択を行うことができるだろう。

#### 絶対部門と相対部門

- 5.13 制度はふたつの部門に区分される、即ち、絶対部門と相対部門であり、すべての口座及び排出権はこの両部門の何れかに位置する。遵守口座はすべて関連目標保有者と同じ部門に置かれる。従って、絶対目標を持つすべての協定参加者は、絶対部門にある遵守口座を持ち、その排出権は相対部門に発行される。しかしながら、参加者は取引口座をどちらの部門でも自由に開設できるので、相対部門の参加者は相対部門の取引口座を開設することができる。この場合、そのふたつの口座間の移転は、相対部門と絶対部門間のその他のあらゆる移転と同じ制限を条件とする（下の“ゲートウェイ”の運営についての説明を参照）従って、遅延や完了しないことがあるかも知れない。政府は、プロジェクトに関する規則を発表するとき、プロジェクトクレジットの身分を確認するだろう。

#### 排出権の取引と移転

- 5.14 排出権の取引は原則として通常の商業取引と変わらない。その最も簡単なレベルで、二人の当事者は他の商品（コモディティ）で行うことができるのと同じ方法で、相互ベースの取引を行うことができる。実際には、第三者の取引の場合、ブローカー、及び派生商品市場の存在が、取引のやり方で目標保有者も非目標保有者も同じくより大きなフレキシビリティのある取引を可能にし、市場全体で利用可能な値段に関する意識をより大きくする。取引を行うとき標準条件を用いるようにとの要求は、制度の規則にはない。
- 5.15 制度の中で移転と取引を区別することは重要である：

移転はひとつの口座から別の口座へと排出権又はクレジットの動きを言う<sup>16</sup>。上述したように、制度内の各排出権は登録簿の口座で保有される。移転

<sup>16</sup> 参加者が複数の口座を持つなら、その自分の口座間で排出権を動かすことができる。手続きは、他の参加者と排出権を売買するのと同じである。

は登録簿を通してのみ遂行可能である。

取引は参加者間での金融取引であり、この結果、彼ら間で排出権の移転になるかも知れないし、ならないかもしれない。取引は“先物”や“オプション”等の派生商品を含む多様な取引を対象とする<sup>17</sup>。これらは主として市場でリスク管理の方法として生じる。すべての取引が直ちに移転に結びつくのではない。移転がおこなわれない場合、登録簿に通知する必要はない。しかし、オプションが請求された場合等の様に、移転が行われたら排出権を口座間で移転させることができる様に、直ちに登録簿に通知しなければならない。

この区別が持つ重要な意味は、取引が実行される場合、排出権を持たなくとも取引が可能であることである。例えば、相対部門の参加者（マイルストーン年終了後に初めて排出権を受取る）は、そのマイルストーン年の期間中に先物・派生商品市場で取引を行い、排出権はそれが割当られた後で引渡すことができる。

5.16 取引は制度参加者間で直接行うことができる。代わりに、排出権ブローカー等の仲介者を関係させることも可能である。このどちらの方法を選ぶか決めるのは参加者次第である。

5.17 移転は“売り手責任”に基づいて行う、例えば、すべて排出権は売り手の遵守状況に関係なく、制度自体で価値がある。目標保有者が排出権を売り、その後目標を遵守できなかった場合、売却した排出権は依然として有効であり、ペナルティーは買い手ではなく、すべて売り手に課せられる。これは空売りを防止する誘因として不可欠である（第 5.42 節）。

#### 排出権の移転

5.18 上述したように、必ずしも全ての取引ではないが、一部の取引では移転が最終段階となる。登録簿は取引の場ではなく、取引の金融及び契約面のことは他で行う。移転を行うために、売り手はそこで移転を行いたい登録簿のウェブサイトの口座にアクセスする。ウェブサイトのフォームは買い手の口座の確認を可能にするものであり、どの程度の排出権の移転を希望しているか明示している。詳細が分かり、確認でき次第、登録簿は直ちに移転を行う（相対部門から

の移転に関するゲートウェイの状況を条件とする - 下記を参照）。例えば、取引口座から遵守口座へと、参加者が排出権を自己の口座間で移転させたい場合にも、上記の事項が適用される。

5.19 移転請求をウェブサイトではなく、ファックスとか電話で行いたい参加者のために、制度管理者は手動操作で移転を実行することができる。これは登録簿のウェブサイトにより自動的に処理される請求のように迅速に遂行することはできないかも知れない。

#### 価格情報

5.20 排出権が移転された価格は、温室効果ガス排出削減費用に関して、市場及び政府にとって重要な情報である。活発に取引される市場があれば、価格情報を収集し、経済欄やブローカーのウェブサイト等、通常のチャンネルを通して入手可能となる。現在、政府は直接このプロセスに係わる計画はない。しかしながら、十分な価格情報が入手できないことが明らかになれば、政府は移転に関連した価格情報を収集し、これをまとめて表示する権利を留保する。政府は、1992 年環境情報規則の要件を条件とし、個々の移転の価格に関する情報を公表する積もりはない。

#### ゲートウェイ

5.21 相対的目標の性質は、相対部門はすべての参加者がその目標を達成しても、排出削減量を引渡すとは限らないことを意味する。相対部門の参加者が目標以上の成績を上げることがあり得るが、その生産も増加すれば、その排出全体は必ずしも減少せず、増加することもあり得るだろう。これが制度の有する全体的な環境上の利点を脅かさない様に、いわゆる“ゲートウェイ”方式が相対部門から絶対部門へ排出権の純移転がないことを確保する。相対部門から絶対部門への排出権の移転はすべてゲートウェイを通過しなければならない。ゲートウェイは相対部門から出入りする累積移転総計を計算する。相対部門への純流入があった場合にだけ、相対部門の参加者は絶対部門へ排出権を移転することが認められる。

5.22 ゲートウェイはリアルタイムで操作され、参加者は何時でも登録簿のウェブサイトでもゲートウェイの状態を確認することができる。ゲートウェイが閉まっている時、相対部門からの移転は許されない。このような移転を行いたい者は、登録簿に要請し、ゲー

<sup>17</sup> 先物売りは将来の特定日に排出権を引渡す契約をする売り手が係わる。オプションは将来の特定日に排出権を売買する権利を得る当事者が係わる。

トウェイが開いている場合にだけ移転が完了する。ゲートウェイの状態は他の移転を制限するものではない。

- 5.23 下の図 1 (a) では、相対部門への排出権の純流入があり、従ってゲートウェイは 40,000 単位まで開かれている。この量までの相対部門からの移転は許される。参加者が総量を移転するなら、状況は (b) のようになり、ゲートウェイは追加の流入が行われるまで閉鎖されるだろう。

図 5.1. ゲートウェイの操作。矢印は絶対部門と相対部門間の排出権及びクレジットの累積フローを示す。

(訳注：以下番号処理)

- a) 1. 絶対部門 2. 相対部門 3. 開いた状態のゲートウェイ  
 b) 1. 絶対部門 2. 相対部門 3. 閉じた状態のゲートウェイ

**預け入れ (banking) と借入れ (borrowing) に関する規則**

- 5.24 排出権の預け入れは、投資決定にフレキシビリティを与え、目標保有者がその排出状況の輪郭を景気循環を通して均すことを可能にして、目標達成に役立つことができる。又、目標超過によって発生した排出権は、後年のために保有し、売却するか、遵守の

ために利用することができるので、早期に行動を起こすインセンティブを提供する。2007 年まで排出権の無制限預け入れが認められる。

- 5.25 絶対的目標を持つ参加者に関しては、最初の京都議定書目標期間 (2008-12 年) に、参加者が自己達成した目標以下の排出削減量上限まで排出権を預け入れる自由がある。これは参加者がその間にこれらの排出権すべてを売却したか否かに関係なく適用される。追加保有は下記の制限を条件とする。

- 5.26 政府は 2007 年以降、その他すべての排出権及びクレジットの預け入れに制限を課す権利を留保する。これは相対部門のすべての排出権、及び先に定義した様に、各参加者自身の排出削減量が超過した絶対部門における保有量に適用される。これらの制限は 2007 年終了時に適用対象となる保有に対しパーセンテージに基づく取消しの形で行われる。正確なパーセンテージ限度は、政府が英国の市場規模をもっと良く判断できるようにになった時、又、英国の京都議定書の目標達成に向う発展度に応じて決定する。政府は遅くとも京都議定書の目標期間の 2 年前に制限高を発表するが、それより早く行えるように努力する。

**例 5.1**

A 社は年間 40,000tCO<sub>2e</sub> のベースライン排出量から合計 5000 tCO<sub>2e</sub> の削減 (例えば、年間 1000 tCO<sub>2e</sub> までの排出権を削減する絶対的目標) を約束した。従って、その年間目標は、制度の 5 年間にわたり、それぞれ 39,000、38,000、37,000、36,000、及び 35,000 である。5 年間のその排出量は、39,200、38,000、36,800、35,800、及び 34,700 であった。5 年期間終了時まで、A 社は累積合計で 500 tCO<sub>2e</sub> (-200+0+200+200+300) 目標を上回った。会社はこの排出権をすべて売却したが、2007 年 12 月 31 日前に排出権を 1000 購入した。政府は、適用可能な場合には、預け入れ制限は排出権保有量の 30% の取消しという形で行うことを発表した。

結果：会社は制限を受けることなく、500 の排出権を繰越すことができる。残る 500 の排出権は 30% 減少して 350 の排出権が残る。合計 850 の排出権が 2008 年に繰越される。

- 5.27 目標保有者の次年度割当から排出権を借入れられることは、目標保有者が将来の或る時点まで排出削減を延ばすことを事実上可能にする。これは環境上の影響、及び制度の信頼性の両面で望ましくない。どのような排出権の借入れも許可されない。

に関して租税減税を受けることを意味する。排出権の売却による利益は企業の売買益の一部として課税されるだろう。

- 5.29 排出権は現在の印紙税権限の範囲、又、電子取引を対象に入れる印紙税近代化の中にも入らない。

**取引の税務処理**

- 5.28 排出権は租税上収入項目として処理される。このことは、排出権を購入する企業は費用

**報告と遵守**

- 5.30 各遵守期間の直ぐ後に続く期間は、制度運営上の主要な段階である。この時点で目標

保有者は前遵守期間の排出量に関して報告しなければならない<sup>18</sup>。これはその目標及び/或いは排出権保有に照らして調整される。すべての目標保有者は、その検証済み排出量合計をカバーするのに十分な排出権を保有しているか（直接参加者の場合）、或いは目標以上の排出量又はエネルギー使用をカバーするのに十分な排出権を保有している（協定参加者の場合）ことを確保しなければならない。

5.31 目標保有者にとって、各年度末に以下の三つの主要な段階がある：

- ・ 遵守期間末、この後その年度の排出総量を計算することができる；
- ・ 調整期間、遵守期間に続く。この期間中に引き続き排出権の取引を行うことができる；
- ・ 調整期間終了時の最終期限、この後 ETA はすべての排出権の保有と検証済み排出量を評価する。

これらの段階は、直接参加者と協定参加者によって多少異なる。詳細は下で述べる。

#### 有効な排出権

5.32 目標保有者は、英国を本拠とするプロジェクトからのクレジットを含み、その目標に対し、英国の排出権を提出することができる。それらが適切な承認を得ているなら、取得した国外の排出権又はクレジットも自由に利用することができる：

- ・ 京都議定書のクレジット。京都方式を管理する規則（CDM、JI 及び排出権取引）は国際的な同意を得なければならないが、2001 年 11 月にマラケシュで開催される気候変動条約締約国（COP 7）第 7 回会議で最終的に認められることが期待される（第 9 節を参照）。
- ・ 2008 年前に他の制度の排出権は、ETA 及びその他の関連当局によって相互承認が与えられた場合にだけ有効となる。

5.33 排出権はすべて適切なピンテージのものでなければならない。ETA が発行する排出権はその“ピンテージ”が明確であり、それが発行された年の遵守年及びその後の遵守年に利用することができる。これはその発効日以前に利用できない。例えば、2003 年 1 月 1 日迄に 2003 年のピンテージ排出

権を受取った直接参加者は、締切り期限が 2003 年 3 月 31 日であっても、これをその 2002 年度の目標を遵守するために提出することはできない。登録簿によって表示される口座情報は排出権のピンテージを非常に明確にするので、参加者は保有するピンテージが異なる排出権を容易に区別することができる。

#### 直接参加者の報告と遵守

(1) どの直接参加者の場合も遵守年<sup>19</sup>は 12 月 31 日に終わり、その後 3 ヶ月の調整期間が続く。直接参加者はこの時以下の 3 段階を完了しなければならない；

- ・ 先ず、本書及び報告ガイドライン 22 に従って、前年度の排出量データを編纂する；
- ・ 次に、第 4 節で説明した様に、その排出量に関するデータを認定検証者に検証させなければならない。検証者の適切な検証書を添付したこの情報は、3 月 31 日までに ETA に提出しなければならない；

・ 三番目に、遅くとも 3 月 31 日迄にその遵守口座に当該年度の検証された排出量をカバーするのに十分な、有効な排出権を保有していることを確保するのに必要な追加取引を実行しなければならない。十分な排出権を保有していない場合の結果に関しては、下の第 5.42 節で説明する。

(2) ETA は、各直接参加者の遵守の有無を決定するために、その排出量に関する情報と遵守口座保有高を利用する。総排出量に等しい排出権は ETA により参加者の遵守口座から英国償却口座に移転される。余剰排出権があれば、参加者の遵守口座に残される。

(3) 直接参加者が遵守しているなら、適切な奨励金が支払われ、次年度のために排出権全量が割当てられる。この段階は ETA が検証された検証書を受取り次第直ちに完了する。ETA は排出量及び遵守に関する情報を 3 月 31 日後に公表する。

<sup>18</sup> 協定参加者もそのエネルギー使用、生産高及びその他のデータを報告しなければならないだろう。

<sup>19</sup> 制度が 2002 年 4 月に開始しても、最初の遵守期間は 2002 年 1 月 1 日に始まる 12 ヶ月をカバーする。

( 4 )

例 5.2

- ・ A 社の上限は 50,000tCO<sub>2e</sub> で、排出権 50,000 が発行された。会社はその 1 年間排出権の売買を行わず、年度末にその排出権を全部遵守口座に保有している。
- ・ 12 月 31 日過ぎに、会社の実際の排出量が 51,000CO<sub>2e</sub> であることが分かり、従って、その排出量をカバーするために排出権を 1000 購入しなければならない。排出量に関する検証は 2 月に行われ、データが ETA に提出された。
- ・ 会社は排出権を 1000 購入し、それを遵守口座に入れた。
- ・ ETA は排出量と排出権保有高を評価し、会社は当該年度に関して遵守したと証明した。
- ・ 排出量をカバーするために使用された排出権をすべて ETA により償却され、国の償却口座に入れられる。その遵守口座に 51,000 以上の排出権があったなら、残りは将来の利用のために残されただろう。
- ・ 会社の奨励金支払は承認され、次期会計年度に支払われる。会社は次期遵守期間のために排出権が全量割当てられる資格も与えられる。

協定参加者の報告と遵守

者

- |   |   |
|---|---|
| <p>5.34 協定参加者に関して取引は全く任意であるが、排出権を売買して、その目標のために利用することを希望する運営者は、登録簿に遵守口座を持つ必要がある。上の第 5.12 節で説明した様に、会社は遵守口座をひとつだけ持つか、或いは取引を希望する各目標単位毎に遵守口座を持つことができる。運営者は、取引を望まない目標単位に関しては口座を必要としない。</p> <p>5.35 ETA は協定参加者について遵守を評価しない。それにも係わらず、協定参加者と制度の間には、調整期間に幾つかの段階に分かれる共通問題がある。これは、目標達成のために排出権の購入を希望する協定参加者に比して、排出権取引市場で排出権を売却したい協定参加者に関してはより複雑である。</p> <p>5.36 協定参加者の調整期間は 1 月 31 日に終了する。マイルストーン年の後の 4 月 1 日に始まる次の減税期間に関して、当該部門に資格があることを証明するために、時機を得て遵守状況を確認しなければならない。マイルストーン期間は 9 月 30 日から 12 月 31 日の間、いつでも終了でき、協定参加者にはそのマイルストーン期間終了日と調整期間終了日の間に 1 ヶ月から 4 ヶ月の期間が与えられる。</p> <p>5.37 目標達成後に排出権を売却したい協定参加</p> | <p>( 1 ) 運営者が制度に参加したのが初めてなら、運営者は上記の遵守口座を開く（登録簿が利用可能な状態であれば、何時でも行える）。</p> <p>( 2 ) 運営者はマイルストーン期間のエネルギー使用と排出量に関するデータを集め、tCO<sub>2e</sub> で表示した超過達成総量（即ち、目標以上の削減）を計算する。協定の多くは目標を製品構成又は生産高に関して調整することを認めている。この便宜はさらなる排出権を生み出すために利用することはできないので、調整されない目標だけが用いられるかも知れない。</p> <p>( 3 ) 制度の下で認定された検証者は、エネルギー使用 / 排出量 / 生産高に関する運営者のデータ、即ち、総余剰 tCO<sub>2e</sub> を検証する。</p> <p>( 4 ) 運営者は ETA と連絡をとり、割当てられる筈の排出権数を指摘した検証済みのデータを提出する。</p> <p>( 5 ) ETA は正しい数の割当量を登録簿の遵守口座に割当てる。これは ETA が情報を受取り次第いつでも行うことができる。</p> <p>( 6 ) その後、運営者はこの割当量を売却するか、取引口座に入れるか、又は将来、遵守のために利用できるその遵守口座に残しておくか、自由である。</p> |
|---|---|

- (7) 1月31日に調整期間が終わった後、登録簿は協定管理者に各協定参加者の遵守口座に発行した割当数、及びすべての遵守口座の現保有残高を通知する。
- (8) これらの保有高は、実績と排出権保有高に対して目標を調整する協定の遵守過程に入れられる。その目標を達成できなかった企業又は目標単位は、その指定遵守口座に十分な排出権を保有しているなら、遵守に分類される。
- (9) 協定管理者は登録簿に、目標遵守のためにどの程度の排出権を必要としたか述べる。これらは償却され、英国・償却口座に移される。余剰割当はその遵守口座に残される。
- 5.38 遵守のために排出権の購入を希望する協定参加者
- (1) 運営者が制度に初めて参加したのであれば、運営者は上記第5.12節で説明した遵守口座を開く（これは登録簿が利用可能な状態であれば何時でも行うことができる）。運営者は市場で排出権を購入し、調整期間が終わる1月31日前に、又は当該部門の報告要件を満たすために要求されるなら、それより早い時期に、排出権が遵守口座に入るようにする。
- (2) 調整期間終了する1月31日に、ETAは協定管理者に協定参加者全員の遵守口座内の排出権保有高を通知する。
- (3) この保有高は、実績及び排出権保有高に対して目標を調整する協定遵守過程に入れられる。
- (4) 協定管理者はETAに、遵守のために排出権がどの程度「使用」されたか伝える。これらは償却され、英国・償却口座に移される。余剰排出権は協定参加者の遵守口座に残される。

例 5.3

説明を簡単にするために、部門レベルの遵守、生産高、製品構成等に関しては言及しない。

- ・ A社の目標単位はひとつで、その目標は二酸化炭素 10,000 トンである。その最初のマイルストーン年は2002年9月に終わる。
- ・ A社は二酸化炭素排出量を9,000 トンに削減した。
- ・ 11月末までに会社はその排出量データを検証させ、ETAにその目標を1000トン上回ったと報告した。排出権1000は登録簿の会社の遵守口座に貸方記入される。
- ・ 12月に会社はこの排出権をすべて売却する。
- ・ 1月31日の締切り後、ETAは協定管理者に運営者は排出権1000を受取ったが、何も保有していないと伝える。

国務大臣は、運営者は遵守しているので、2003年4月1日に始まる次期2年間の減税資格があると認める。

例 5.4

説明を簡単にするために、部門レベルの遵守、生産高、製品構成等に関しては言及しない。

- ・ B社の目標単位はひとつで、その目標高は二酸化炭素 10,000 トンである。その最初のマイルストーン年は2002年12月に終わる。
- ・ 会社の排出量は増加し、年度末現在、二酸化炭素 10,600 トンである。
- ・ 目標が達成できないことを予測して、会社は12月に排出権を1000購入して、遵守口座に入れる。
- ・ 1月31日の締切り後、ETAは協定管理者に会社が排出権1000保有していると伝える。

- ・ 協定管理者は、会社はその目標を超えた分をカバーするために必要な排出権 600 を保有しているの  
で、遵守していると認める。会社は 4 月 1 日に始まる次期 2 年間の減税資格が与えられる。
- ・ 協定管理者からの確認の後、1000 の内 600 が償却され、400 が残された。これらは将来遵守のため  
に利用するか、売却することができる。

#### 協定参加者間の取引

5.39 協定参加者は、遵守口座を開設し、他の排出  
源から排出権を購入するだけで、目標の達成  
を助ける排出権を購入することができる。し  
かしながら、達成超過によって生まれた排出  
権を売るためには、それぞれ報告したエネル  
ギー使用又は排出量を検証してもらう必要が  
ある。これは参加者が他の協定参加者、又は  
同じ部門内の他の協定参加者に売却する場  
合にも適用される。

#### 部門レベルの遵守

5.40 協定の遵守過程における最初の段階には、  
部門全体の実績の評価が係わる。この段階で  
部門全体が合格すれば、個々の実績をさらに  
評価することなく、部門のメンバー全員が合  
格する。その目標以上の成績をあげたが、排  
出権を売却しなかった協定参加者は、この超  
過成績でその部門全体に寄与する。従ってそ  
の目標を達成できなかったメンバーを助け出  
すことになる。「余剰排出権」が部門合計に算  
入されると、協定参加者はそれを売ることが  
できなくなる。その代わりに、協定参加者が  
排出権を 1 月 31 日の調整期間締切日の前に  
売却すれば、この余剰排出権はもはや部門全  
体に寄与しない。協定参加者が目標以上の成  
績をあげたが、それを部門の協会に報告する  
時点までに検証してもらわなかったなら、そ  
の排出権に対する資格を失う危険を冒すこと  
になる。部門協会が、参加者が後の段階で排  
出権を売る予定であるなら、個々の参加者  
による超過達成分を部門に算入しないことが  
重要である。この状況に置かれたメンバーが、  
それを検証してもらい、排出権として彼らの  
口座に入れてもらうことが出来るまで、余剰  
排出権を守るために彼らのその“使用目的を  
限定”できる方法を考え出すのは部門の協会  
のためになる。

5.41 DEFRA は制度と協定の間の共通問題に関  
する追加ガイダンスを発行するだろう。

#### 不遵守の結果

##### 直接参加者

##### 十分な排出権を保有できなかった場合の結果

5.42 制度運営の早い段階で、奨励金、及び次期  
遵守期間の排出権割当を完全に受取るために、  
直接参加者は毎年の調整期間終了時に、遵守  
していること（即ち、前遵守期間中にその総  
排出量をカバーするのに十分な排出権をもっ  
ていること）を実証できなければならない。

5.43 制度の後の段階において不遵守の結果はこ  
の意味で異なる。議会の時間が許せば、直  
ちに政府は、なканずくその年間排出量に匹敵  
する排出権を保有できない直接参加者に課す  
法令による罰金制度を定めた法規を導入す  
るために議案を提出する予定である。しかしな  
がら、法令による制度は 2002 年に制度が開  
始するまでには施行されないだろう。

5.44 最初の段階で、十分な排出権を保有しない  
と、下記の結果をもたらす；

- i) 奨励金が支払われない。  
直接参加者は前遵守期間の排出量をカバー  
するのに十分な排出権を保有することを実  
証した場合にだけ、奨励金の分割支払を受け  
る資格が与えられる。この条件の遵守を実証  
できない年に関して、直接参加者に奨励金は  
支払われない。
- ii) 次期遵守期間に関して割当てられる排出権  
数の削減。

少なくとも前遵守期間の排出量に等しい排出権を  
保有しなければならないとする要件を遵守した場  
合にだけ、直接参加者は次期遵守期間のために排  
出権の割当を全量受取る資格が与えられる。

遵守していなければ、資格が与えられる排出権数  
は、ペナルティ係数を乗じたその“不足数”まで  
削減される。“不足数”は直接参加者の前年度の排  
出量から前年度に保有した排出権を引いた数に等  
しい。ペナルティ係数は懲罰的ではなくして不遵  
守を防止する適切な水準で設定されるだろう。政  
府はこの係数が 1.1 と 2 の間になることを提案し  
ている。排出権取引グループとさらに協議を重ね  
た後、最終決定を発表する<sup>20</sup>。例えば、2002 年に

<sup>20</sup> 同様な制度が、環境面での実効性があることを  
確保するために 1.3 の“復元レート”を用いて京都  
議定書でも同意された。

直接参加者の排出権不足は 100 で、係数は 1.3 である。2003 年に直接参加者は 130 からその 2003 年度の上限（オークションで設定した年間目標に関連して決定された）を引いた排出権が与えられる。この方式の結果、十分な排出権を保有できなかった直接参加者は、次年度に事実上より厳しい目標に直面する。この方法は制度全体の完全な環境上の利益が護られることを保証する。

5.45 体制が法的な支えを得ると、排出権が不足する直接参加者が受ける影響は以下の通りになる：

i) 罰金

直接参加者は排出権を持たない各二酸化炭素トン当たりの固定罰金に処せられるだろう。罰金の水準は、まだ決定されていないが、排出権の予想価格に釣り合いが取れたものとする。

ii) 奨励金が支払われない。上の 5.44 i) 節を参照。

iii) 次期遵守期間に関して割当てられた排出権数の削減。

上の第 5.44 i) に関して、罰金が導入され次第すぐに係数が 1 に引下げられる。従って、直接参加者の割当は、正しく前年度の目標に対する不足量まで削減される。これは懲

罰制裁を導入することなく、制度の環境面での実効性を護るものである。

5.46 加えて、両段階とも、政府は調整期間終了時に十分な排出権を保有していない直接参加者全員のリストを毎年公表する予定である。

#### 全体的な排出量目標

5.47 さらに、直接参加者の奨励金の支払を受ける資格は、制度の最初に参加者自身が設定した排出削減実績全体を条件とする。これに続き、上記のように設定された各調整期間終了時に不十分な排出権の保有によること以外に、5 年の制度期間内の総排出量が償却のために提出された排出権総数を超えた直接参加者は、これより前に受取った奨励金があればそれを利息とともに返金するように要求される。直接参加者が制度終了前に制度から脱退しないようにし、実際の排出量削減が達成されることを保証するため、制度から脱退する者も受取った奨励金は利息と一緒に返金するように要求される。

#### 制度の規則に対する不遵守の結果

5.48 政府は、直接参加者がその奨励金支払や年間排出権割当に関する規則以外の規則に関し

ても遵守できない場合がであることを認識している。違反の範囲は重大な濫用（不正行為や詐欺行為等）から小さな違反（報告期限に遅れる等）まで幅広い。制度の規則には、これらの異なる範疇の不遵守に相応して取り組み、適切な制裁を適用する遵守体制が含まれる。

5.49 データの期限後の提出は目標達成の失敗と見なされないことに注意して欲しい。しかしながら、直接参加者はその排出量を報告するまで、奨励金もその完全な排出権も受取る資格が与えられない。政府は、直接参加者がその年次報告書を各年度の 3 月 31 日までに提出することを確保するために、追加ペナルティが必要であるか否か考慮する。

5.50 遵守体制の詳細とその運用方法については、本年末に制度の規則を説明するときに発表する。

5.51 政府は、特定の条件の下で、制度直接参加者が一般刑事法（1968 年窃盗法等）の下で制度の規則違反に責任を負うべきか考慮する。政府は、制度に法的な裏付けを与える法律を導入する時、排出権取引特有の新しい刑事犯罪を加える必要があるか考慮する。

#### 協定参加者

5.52 協定を通して参加する者は、そのマイルストーン期間に対応して、2 年ベース（2 年毎に 1 年）で目標を遵守するように求められる。協定参加者に適用される主なペナルティは、次期 2 年間の 80% 減税の取消しである。

#### 紛争手続き

5.53 政府は、協定に関して採用した制度に類似した、事実関係の紛争を解決するために独立審判官を利用する制度の導入が適切ではないかと考慮している。協定条項のコピーは DEFRA で入手できる。今年後半に制度の規則を発表する際に、詳細を入手できるようにする。

## 第 6 節

### 英国を本拠とするプロジェクト

6.1 プロジェクトとは、温室効果ガス排出の量的削減をもたらす明確に規定された活動である。プロジェクトはクレジットを取得し、それを制度の中で取引してよい。制度内の目標保有者は、その義務を果す一助として、認可された英国を本拠とする排出削減プロジェクトによって得たクレジットを利用するこ

とができる。政府は、このようなプロジェクトが制度の対象とならない地域における排出削減を刺激するように期待している。プロジェクトはどの部門にも(家庭部門は除く—第 8.4 節を参照)認められるが、既に本制度に基づく目標の対象である排出をカバーすることはできない。

- 6.2 すべての英国を本拠とするプロジェクトは、事前に政府の承認が必要である。プロジェクトに関する規則は未だ検討段階である。規則はプロジェクトが実際の環境面の利益を生むことを確保するように設計される。最低でも、プロジェクト経営者は、排出削減量が“ビジネス・アズ・ユージュアル”のベースラインを補足するものであることを実証する必要がある。クレジットが授与される前に、プロジェクトは制度の目標保有者に対するものに匹敵する厳しいモニタリングと検証過程を経なければならない。
- 6.3 政府は、英国を本拠とするプロジェクトのためにベースラインを設定し、厳密な検証及びモニタリング制度を確立することは、複雑で、相当な技術的専門知識を要することを承知している。プロジェクトに関する規則とプロジェクト認可過程に関するガイダンスを整備する過程が目下進行中である。最初の段階は、プロジェクト経営者が必要な情報を集めることができるようにプロジェクトに関する枠組を整備することである。次の段階では、政府はプロジェクト案の承認を得る過程を簡易にする、合意に達したベースライン情報を確立することを望んでいる。

#### 発電部門におけるプロジェクト

- 6.4 政府は、電気事業者の直接参加者としての加入は、その本拠地又は同様な機能での電気使用に制限すべきであると決定した。電気事業者は他の当事者の排出量に責任を負うことで直接参加者としても制度に参加することができる(第 2.10 節及び後記のグループ参加に関する規則を参照)。一部の電気事業者は、制度参加者に対する現場での CHP 供給にも関与する。彼らは認可されたプロジェクトのクレジットを供給することもできる。CHP、大型ハイドロ水力発電、廃棄物利用エネルギー、炭鉱メタンエネルギー及びその他の通常排出されるか、燃焼天然ガスの場合、新規建造プロジェクト同様に、既存の設備の効率性改善(同じ燃料を使用する改造設備を含む)のための事業者プロジェクトが許可される。
- 6.5 発電プロジェクトに適用される一般的な注

意事項がある。即ち、政府のエネルギー見直しの答申結果は、彼らを制度内で認めるかどうかの問題に関係する。

#### 固定化プロジェクト

- 6.6 政府は、森林プロジェクト及びその他の炭素沈下に係わる複雑さと不確かさ故に、依然として英国の優先課題は炭素の固定化(吸収又は貯蔵)よりも排出削減にあると確信している。政府は当面、固定化プロジェクトは制度の下では適切でないと考えている。しかしながら、政府は森林プロジェクトのように一部の炭素吸収源は環境面及びその他の利益となり得ることを認める。固定化の件は再検討中である。

## 第 7 節

### 制度の管理機関

#### 中央政府の役割

- 7.1 中央政府は制度の法的枠組を明確な形で作り上げ、提供する。これには排出データのモニタリングと報告に関するプロトコルの承認、及び検証者の認定過程の承認が含まれる。政府は制度直接参加者に奨励金を支払う。政府は必要なら制度の規則を發布し、更新する責任を負う。中央政府は排出権取引機関を設立し、その職務を承認する。
- 7.2 制度は当初行政ベースで制定される。奨励金支払のために必要な規定を設けるために、1990 年環境保護法第 153 条は環境・食料・田園問題担当大臣の命令によって、制度の規則に基づく有資格者に補助金を与えるために修正される。
- 7.3 制度は EC 条約の国家援助及びその他の規定並びに人権に関する欧州条約に整合していなければならない。
- 7.4 制度の対象範囲は英国である。

#### 排出権取引機関の身分

- 7.5 ETA は制度の日常的業務に責任を持つ。ETA には以下のような幾つかの職務がある：
- ・ 制度の目標保有者に排出権を発行する；
  - ・ 制度の規則遵守を監視する；
  - ・ 各遵守期間後に排出権保有高及び排出量デー

- タを調整する；
  - ・ 不遵守の直接参加者に対する措置を講じる；
  - ・ 排出権保有に関する登録簿の運営
  - ・ 排出削減プロジェクトの承認；及び
  - ・ プロジェクト経営者にクレジットの発行。
- 7.6 これらの職務の何れも ETA 自身で行うか、或いはその代わりに他の組織への外注によって遂行することができる。
- 7.7 制度の最初の段階で ETA の職務は DEFRA により中央政府内で遂行される。議会の時間が許せば、政府は ETA を独立した制定法上の団体として設立する議案を提出する。この文書で ETA に関する言及は、その職務が DEFRA 内で引き受けられている間の “影の”ETA、及び一旦設立されたなら制定法上の団体の両方に関する言及であると理解してほしい。

#### 公開情報

- 7.8 国民への情報公開は制度の主要な特徴である。それゆえ政府は下記の情報が自由に入手できるように提案する：
- ・ 直接参加者全員の目標と最初の排出権の割当；
  - ・ 指定口座保有者を含む登録簿で保有されるすべての口座に関する情報と連絡に関する詳細；
  - ・ 前遵守期間のすべての移転に関する詳細を記載した取引記録\*；
  - ・ 各直接参加者の総ベースライン及び年間\*排出量；
  - ・ 直接参加者全員の遵守状況\*；
  - ・ すべてのプロジェクトに対する年間クレジット割当。
- ( \*印のあるものは各調整期間終了後に初めて入手可能となる )
- 7.9 それ以外に、参加者は DEFRA に提供される情報は、1992 年環境情報規則<sup>21</sup>に基づき、

国民の情報公開申請に従わねばならない。予想される参加者が DEFRA に提供した情報の公開に反対であるなら、そう言わなければならない。さもなければ DEFRA は参加者が国民に対する情報公開に反対ではないと考え、1992 年規則に基づく申請があれば、それによって行動する。

#### その他の規制当局との提携

- 7.10 金融サービス機関 ( FSA ) は、1986 年金融サービス法及び 2001 年 12 月からは 2000 年金融サービス・市場法に基づき規制対象投資活動を監督する。この段階で排出権取引は規制対象投資活動の範疇に該当しないと予想される。従って、現物受け渡しの直物又は先物市場での排出権取引は通常 FSA の許可を必要としないだろうと予期される。しかしながら、排出権の派生商品、特に、先物と差額契約 ( スワップを含む ) 並びに一部のオプションは通常、規制対象投資活動になる。投資相談、投資管理等のその他の活動も通常対象となる。一定状況の下で制度参加者が許可を受けないで派生商品の取引ができる例外事項もある。ひとつの例は、元来企業グループ内の非投資事業であるヘッジと関連したリスク管理除外事項である。許可を得ない者は公認実体 ( ブローカー等 ) を通して取引ができる。この大半は既に FSA の許可を持っているか、又は FSA の許可を求められることができるだろう。FSA は、温室効果ガス派生商品取引並びにその他の市場活動を含むエネルギー市場に参加する人々のために、ゆるやかな体制の制度を発表した。
- 7.11 排出権取引市場内の活動は、1988 年競争法の権限内に入る。競争問題に係わる制度参加者は、公正取引局 ( OFT ) に苦情を申立てることができる。OFT のガイドライン “ 苦情の申立て ” は、苦情処理度について説明する。
- 7.12 規制当局 ( 環境庁、スコットランド環境保護庁、及び北アイルランド環境・遺産サービス ) は、IPC 及び PPC 公害防止制度の下で<sup>22</sup>、引き続き現場特定の排出量を規制し、遵守に関する相談に係わる。可能ならば、制度及び規制当局は同様な遵守 ( 報告と検証 ) 手続きを利用するだろう。
- 7.13 取引市場のエネルギー部門の関与は、特に排出量に対する責任の割当に影響を与えるの

<sup>21</sup> これらの規則は、環境問題に関する情報入手、意思決定への国民の参加、及び司法へのアクセスに関する Aarhus 条約に基づき英国の公約に従っ

て、近い将来改正されるはずである。

<sup>22</sup> 1990 年環境保護法及び 2000 年公害防止・管理法の下で。

で、長期的には英国内での排出権取引が発展する道程にとって意味がある。OFGEM にとって、制度がエネルギー市場と共に順調に発展するように、ETA と密接な関係を保つことは重要である。OFGEM は、制度がグリーン証書の市場及びエネルギー効率コミットメントとどのように繋がりをもつかにしても関心がある。

## 第 8 節

### 関連政策との関係

#### 取引規則と IPPC 規則の関係

- 8.1 統合公害防止・管理 (IPPC) 指令<sup>23</sup>は 1999 年公害防止・管理法に基づき制定された規則によって英国の法律に取り入れられた<sup>24</sup>。2001 年から 2007 年にかけて、これらの規則は、段階的導入予定表に従って、すべての関連設備で部門毎に IPPC を漸進的に導入するだろう。ひとつの要件は、公害を防止又は軽減するために、運営者が利用可能な最良の技術 (BAT - Best Available Techniques) を採用しなければならないことであり、これにはプロセスのエネルギー効率に関する考慮が含まれる。政府は、運営者の施設が協定の対象であるか、或いは直接ルートを経て制度に参加した場合、合意したエネルギー効率化措置の採用が規則のエネルギー効率化要件の遵守を確保することを基礎として運用する計画である。
- 8.2 エネルギー効率化に関する詳細は、規制当局の協議のために作成されたガイダンス案に掲載されている<sup>25</sup>。規制当局は制度に参加した施設を視察するとき、このガイダンスを用いるだろう。

#### 再生可能エネルギー義務

- 8.3 政府は“グリーン証書”、或いは再生エネルギー義務証明書 (ROCs) の取引は、再生可能エネルギー義務のエネルギー供給者のために許可されるべきであると提案した。個々

の供給者がその義務を超過達成した場合、その超過達成分を二酸化炭素に換算したクレジットに転換して、制度の規則に基づきこれを取引することができる。再生可能エネルギー義務の政策目標は広汎であるため、供給者はその義務に対して制度から得る排出権を引き替えることができない。制度のために、再生可能エネルギーによる電力は、固定係数で石化燃料による発電に置き変わる。ROCs 転換のために利用される係数は協定及び報告ガイドラインで利用する係数と同じである。即ち、0.43kg CO<sub>2</sub>/kWh である。

#### エネルギー効率化コミットメント

- 8.4 家庭用エネルギーの効率化はエネルギー効率性業績標準 (EESoPs) によって既に促進されている。エネルギー効率化コミットメント (EEC) が 2002 年 4 月にこれに取って代わる。EEC は免許電気又はガス供給者に消費者にエネルギー効率化措置を講じるように奨励する義務を負わせる—これは特に社会的に不利な条件にある消費者に重点をおいている。企業の義務と業績は、企業のエネルギー効率化プログラムによってもたらされたギガワットによる消費者のエネルギー節約の観点から定義される。公益事業法の下で、OFGEM よりも政府が EEC の将来水準を設定する。OFGEM は引き続き EEC の業績を監視する。
- 8.5 政府は現在 2002 年から 5 年までの期間の EEC について協議している。政府は、義務が課された供給者に彼らの間での取引を提案する。彼らは義務単位及び認定された業績単位の両方を取引できるだろう。
- 8.6 政府は、EEC が要求する水準以上の家庭用エネルギー効率化の増加分は、達成された二酸化炭素節減に基づき、売却できることを提案する。政府はこれを確認する前に、関連する機構に関してさらに検討する。EEC に基づくクレジットは設置された措置の耐用期間に基づき、前金で与えられることに注意しなければならない。これは小型蛍光灯電球の 8 年から、中空壁の設置に対する 40 年と幅広い。制度内の排出削減プロジェクトのクレジットが同じ条件で運用される可能性は低い。
- 8.7 政府は、EEC 義務の履行、消費者の利益、及び産業と消費者物価に対する資源費用に係わる、見込まれるエネルギー効率化措置に基づき EEC の水準を設定する。その後家庭エネルギーにおける排出削減措置に係わる他の企業は、これらすべてに影響を及ぼす

<sup>23</sup>理事会指令 (96/61/EC)

<sup>24</sup> IPPC は、2000 年公害防止・規則 (イングランド及びウェールズ) 規則 (SI2000/1973); 2000 年公害防止・管理 (スコットランド) 規則 (SI2000/323); 及び 2001 年オフショア燃焼設備 (公害の防止と管理) 規則 (SI2001/1091) に基づき機能する。

<sup>25</sup> IPPC エネルギー効率化ガイダンス案：水平的ガイダンス・ノート H2 は

[www.environment-agency.gov.uk](http://www.environment-agency.gov.uk) で入手できる。

だろう。この理由から、参加者は直接又はプロジェクトを通して、家庭用エネルギー排出量に基づいて制度に加わることはできないだろう。しかしながら、参加者には義務を負う供給者と共同で家庭用エネルギー節減プロジェクトを遂行する余地がある。

- 8.8 エネルギー供給者は、EEC プログラムを設計し、運営するために既に第三者と提携している。供給者は制度に売込むために、その EEC 義務に加えて節減を達成する目的で、そのような取決めの範囲拡大を考慮したいと考えるかもしれない。代わりに、家庭用エネルギー部門におけるエネルギー節減を提案する第三者、はそのような取決めに結び目的で供給者に近づきたいと考えるかもしれない。
- 8.9 義務の主要目的は、エネルギー効率化措置による利益を受けるように、消費者一特に社会的に不利な条件にある消費者を支援することであるので、義務を負う供給者はその EEC 義務に対して制度による排出権を利用することは許されない。
- 8.10 政府は 2002 年 4 月前にエネルギー節減量を二酸化炭素換算値に転換する係数を発表する。

#### 燃焼天然ガスに関する同意

- 8.11 直接参加者は燃焼天然ガスの排出量に関する制度に加入することができる。しかしながら、燃焼天然ガスは 1976 年エネルギー法の下で管理され、貿易・産業大臣の同意を必要とする。それゆえ、燃焼天然ガスの直接参加者は依然として 1976 年エネルギー法に基づくその義務を果すように要求される。同意の代わりに制度による排出権を利用することはできない。
- 8.12 直接参加者は、同時に制度の排出権と 1976 年エネルギー法に基づき発行された同意書を取引することは許されない。

## 第 9 節

### 地域取引制度と国際取引制度との関係

#### 国際取引と EU 全体との取引

- 9.1 国際排出権取引は京都議定書の主要な要素である。ふたつのプロジェクトに基づく方式（第 9.10 節を参照）とともに、これらは京都方式として知られている。排出削減目標を持つ国（附属書 B 締約国）は、その“割当

量単位”（彼らの割当排出権）を 2008 年から 2012 年の最初の京都目標期間の間取引することができる。議定書に基づく排出目標を持つ国がその排出量を指定された量以下に減少させたなら、指定された量単位を排出量が指定された量を上回る国に売却することができる。そうする代わりに、指定された量単位を将来の目標期間のために預け入れることもできる。この点で国際排出権取引は英国における排出権取引と正しく類似している。

- 9.2 国際社会は国際排出権取引のための詳細な規則作りに取り掛かっている。これらの規則は、2001 年 11 月にマラケシュで開催される第 7 回気候変動枠組条約締約国会議で最終的に認められると期待される。
- 9.3 欧州委員会は 2000 年 3 月に、EU 全体に及び排出権取引枠組創設のための提案を内容とするグリーン・ペーパーを刊行した。指令案の提議は今年後半であると予想される。英国政府は共同体内で排出権取引を促進させる制度を歓迎した。取引の機会が大きくなれば、それだけ効率が高くなるからである。英国の制度は加盟各国が既に開発しつつある国内取引制度を補完するものであると政府は考える。
- 9.4 欧州委員会は、その欧州気候変動会議プログラムワーキンググループを通して、加盟各国、産業界及び NGO の専門意見と見解を求めた。排出権取引ワーキンググループは、国境を越えた取引が生じるために整合しななければならない国内取引制度の中心的な局面を特定した。グループは単一市場の完全さを護るこれらの中心的局面の重要性も強調した。
- 9.5 政府は英国の制度、及び英国の将来の制度はできる限り互換性があり二国間の取引はできる限り継ぎ目がなく処理され得ることを確保するように努める。英国の制度に参加して早期に行動をとる企業が EU 制度の規則で不利にならないことを確保するように努める。
- 9.6 欧州委員会は、英国の制度が意味する国の援助が EU 指針<sup>26</sup>と一致しているかどうか評価する、早急に果すべき役割がある。英国は 2001 年 5 月に委員会に正式な通知書を提出した。政府は委員会から 2001 年 12 月前に国家援助に関する判定を受取るものと予想

<sup>26</sup> 第 87-89 条（ローマ条約）及び環境保護のための国家援助に関する共同体指針（OJ 2001/C 37/3）

している。

ール : ccpo@ defra.gsi.gov.uk ) で入手できる。

#### 国際排出権移転

- 9.7 英国政府は、2008 年に最初の京都目標期間が始まれば、個々の企業（“法的主体”と呼ぶ）は国際取引が可能になると予想する。国及び地方レベルの制度が関係を確立するために始まるので、2008 年以前に国際取引は段階的に増大する可能性が大きい。
- 9.8 2008 年前は、他の取引制度から出た排出権は、取引当局の間に相互承認がある場合、英国制度の目標遵守のためにだけ利用できる。例えば、英国の当局があらかじめデンマークの排出権に資格があることに同意しない限り、デンマークの排出権を英国の制度における目標を遵守するために利用することはできないだろう。
- 9.9 国際移転は最初それぞれの取引当局によって手作業で遂行されなければならない。英国の企業が他の EU 加盟国に排出権を売りたいなら、移転は ETA によって行われなければならないだろう。ETA は買手の登録簿に移転される通し番号を伝える。より長期的には、国内登録簿によって課される規制を条件に、国内登録簿の電子リンクは自動的な移転を可能にするだろう。

#### 国際プロジェクト

- 9.10 京都議定書はプロジェクトに基づく国際メカニズム—共同実施（JI）及びクリーン開発メカニズム（CDM）を確立した。これらのメカニズムは、排出量目標を持つ国又は国に代わって取引する権限を与えられた企業にかから自身の目標達成を助ける方法として他国で行われた排出削減量を購入又は稼ぐことを認める。CDM プロジェクトは 2000 年からクレジットを生むが、JI は 2008 年以前にクレジットを生む可能性は低い。
- 9.11 これらのメカニズムが機能する方法に適用される規則の詳細は未だ各国間で検討中であり、2001 年 11 月にマラケシュで開催される第 7 回気候変動枠組条約締約国会議で最終的に認められると期待される。政府は、その国内の義務達成を助けるために、制度内の企業に CDM からのクレジットの利用を許す積もりである。しかしながら、政府が英国の制度における国際プロジェクトのクレジットの役割に関する最終的結論を出すのは、国際的な交渉結果が出るまで待たなければならない。京都メカニズムに関する更なる情報は、気候変動プロジェクト事務所（e・メ

## 第 10 節

### 英国排出権取引制度の将来計画

#### 新規加入者及び後からの加入者

- 10.1 本書は 2002 年初期にオークションを通して目標を引受ける直接参加者のための制度枠組を説明するものである。しかしながら、政府は他の人々が後で目標を引き受けることができる方法についても考慮中である。これらは既に制度の中に排出削減を入札したが、追加排出源を関与させたい人か、或いは初めて排出削減を約束する人だろう。遅れて制度に持ち込まれた排出源はすべて“後からの加入者”又は“新規加入者”の何れかである。
- 10.2 後からの加入者は次の方法で定義される：少なくとも 2000 年（できる限り 1999 年と 1998 年分も）の検証可能な排出データがあるが、2002 年始めのオークションに参加しなかった。後からの加入者は 2002 年始めに制度に参加した者と同様な方法でそのベースライン排出量を計算するように要求される。
- 10.3 新規加入者は、2000 年度に関する検証可能な排出データを持たず、2002 年始めのオークションを通しても制度に参加しなかった者である。この範囲の排出源は新しい排出源（2000 年 1 月 1 日過ぎまで存在していなかった）か、又は 2000 年 1 月 1 日過ぎまで検証可能な排出データをもたなかった排出源の何れかである。新規加入者のためのベースラインは加入年を含め、加入年までの 3 年間の平均年間排出量である。新規加入者がこの 3 年間の検証可能な排出データを作成するために個々の排出源に関する情報が入手できないことを認定検証者に納得させることができる場合、その代わりに、最近の 2 年間、又は最近 1 年の排出データを提出することができる。
- 10.4 2002 年始めにオークションが行われた後に制度に加入する可能な方法はふたつある。
- さらなる奨励金を割当てる 2 回目のオークション。政府は 2 回目のオークションを開催するかどうか発表する前に、2002 年始めの最初のオークション結果を評価する。

- ・ オークションで奨励金のための入札を行わないで加入する。政府はこのような場合、絶対的目標をどのようにして設定するか検討中である。特に、設定された目標がビジネス・アズ・ユージュアルを超えた真性の排出削減量であり、オークションの競争圧力を通して直接参加者が請け負った目標と調和がとれていることを確保する必要がある。

#### ゲートウェイの閉鎖

- 10.5 ゲートウェイは—特に欧州及びその他の各国の展開状況に照らして—常に再検討される。政府は2008年1月1日に京都目標期間が開始する時にゲートウェイを完全に閉鎖すべきであると考え、閉鎖されたなら、相対的目標の企業はもはや制度に排出権を売ることはできない。

#### 長期的な展望

- 10.6 英国政府は、京都議定書は危険な気候変動を回避するための最初的手段でしかなく、英国は次の数十年間にわたり温室効果ガスの排出をさらに著しく削減する必要があると認める。英国は京都議定書の目標を達成するばかりではなく、さらにその二酸化炭素排出量を20%削減することを目指している。しかし政府の推定は、英国の排出量は2010年以降僅かに増加し、低炭素の将来のためにさらに持続した行動を取る必要があることを示している。
- 10.7 排出権取引は低炭素経済へと有効に移るために英国の枠組を設定するだけではない。取引は民間部門に革新と投資を通して提供される機会を利用するようにとの合図を送るものでもある。次の10年間、これらの利点は、英国内等の国及び地域の取引制度が進展するにつれて増すだろう。最終的に、各国の取引制度は京都議定書に基づき国際的な枠組を通して連結するだろう。
- 10.8 2005年に制度を徹底的に再検討し、直接参加者の第1ラウンドがその目標を達成した2007年に制度の設計に関する変更が行われるだろう。再検討は主として制度がその最初の3年間にどのように機能したかに集中するだろう。従って、制度の活力は、“行動による学習”を最大化するために、最初の遵守期間から監視される。
- 10.9 2005年の再検討では、英国外での取引制度の進展状況も考慮する。国際排出権取引に向かう一端として、英国及び国際枠組の

調和を求めることが重要である。さらに、最初の京都目標期間を超えた気候変動に取り組む国際的な努力が、英国の気候変動プログラムにおける排出権取引の役割を変えるかもしれない。例えば、さらに多くの参加者を制度に取り込むことが必要になるかもしれない、目標は排出量をさらに削減するように要求するかもしれない、或いは排出権割当は参加者の活動水準を確保するためにオークションにかけられるかもしれない。

- 10.10 しかしながら、政府は、英国の制度に自主的に参加するとの直接参加者もその排出量を削減するための早期の行動に関して将来ペナルティを課されないことを明確にした。将来設定されるベースラインや目標は、制度に基づく自主的な早期行動を考慮に入れる。

- 10.11 2005年の再検討の結果は、制度の設計に関する変更案とともに、参加者及び一般国民が完全に入手できるようにする。政府は再検討に対するあらゆる反応を考慮する。

- 10.12 制度の土台となる原則は本書で説明されている。制度の規則がどのように運用されるかについての詳細は、2001年12月に発表する。政府の意図するところは、制度の規則が制度の最初の5年間変更されないことである。しかしながら、政府は、排出権取引は革新的な規制手段であり、この時点で排出権取引を導入する主な目的は“行動による学習”であることを認識している。従って、政府は、規則の一面が制度の目標達成を妨げていることが明白になれば、2007年前に制度の規則を変更する権利を留保する。そのような場合、制度規則を変更する決定に先立ち、制度参加者と徹底的に協議し、あらゆる見解を考慮する。政府は、規則の変更が制度の運営に最小限可能な支障しかもたらさないこと、そして変更の実施に関して十分な通知を行うことを保証する。詳細はすべて規則そのものの中で説明する。

## 附属書 A

### ベースライン計算に関する追加情報

A.1 第 2.17 節で排出源の特定及びベースラインの計算に関する 8 つの段階が説明されている。これらの段階に関する追加情報を下に述べる。

#### 経営管理

A.2 直接参加者のベースライン計算に関連した最初の段階は、少なくとも 2002 年 4 月 1 日以降、経営管理権をもっているすべての排出源を特定することである。直接参加者が排出源からの排出量を管理する財政・運営方針を指示する能力を持つことで、排出源からの排出量に支配的な影響を行使する場合、その直接参加者は排出源を経営管理している。

A.3 一般に、直接参加者の連結財務諸表作成準備の一端として監査人に情報を提供する際にこの基準を用いるので、排出源からの排出量に支配的な影響を行使するかについて直接参加者は既に認識している。

A.4 直接参加者は幾つかの異なる方法で排出源に支配的な影響を行使するだろう。この一部は他の企業を支配する能力と関連する。例えば、直接参加者はその企業に、以下の方法で支配的影響を行使する；

- i) その定款又は規約に記載された規定によって；
- ii) その企業の過半数議決権の所有によって；
- iii) その企業の過半数議決権を所有する役員を任命又は移動させる権利を所有していることによって。

この代わりに、直接参加者は排出源の運営を管理する契約に記載された諸条件に基づき、排出源からの排出量に支配的な影響を行使することがあるかもしれない。

A.5 排出源はその経営管理権を持つ直接参加者によってのみ制度に組み入れることができる<sup>27</sup>。

A.6 ジョイント・ベンチャーに関して、経営管理の問題は特に複雑で、状況によってふたつの企業がひとつの排出源に共同経営管理権を行使するかもしれない。そのような場合、直接参加者は、排出源に関する共同経営管理権を所有する他社が制度への参加に反対するなら、当該排出源を加入

<sup>27</sup> 排出源をグループ参加によって制度に加入させる場合はこの限りではない（第 2.10 節を参照）。

させることが妨げられるだろう。この場合、直接参加者は、下記の詳細を説明して、反対するそのような共同企業家に関して、政府に書簡（どのようにしてそれが排出源リストに記載されるようになったのか説明する文書とともに）を提出するなら、当該排出源の除外が許可されるだろう；

- i) 共同企業家は直接参加者が経営管理権をもつ排出源を制度に入れることに反対したことを述べる；
- ii) 共同企業家の反対により影響を受ける排出源の一覧表を作成；
- iii) 共同企業家の署名。

#### 部門内の排出源

A.7 直接参加者は制度に加入させようとする排出源のチェリー・ピッキング（いいところ取り）<sup>28</sup> することは許されない。各直接参加者は（共同企業家によって許可された場合）経営管理権を所有する部門内のすべての排出源を含めなければならない。

A.8 従って、ベースラインを特定する第 2 段階では、直接参加者は経営管理権を所有するすべての排出源（及び、必要なら、共同企業家から制度への加入を許された排出源）をそれが属する産業部門別に分類しなければならない。その後、直接参加者はどの部門を制度にいれ、どの部門を制度外に残すか決める必要がある。例えば、給水及び化学に關係する企業は、給水部門の排出源だけを制度に入れ、化学部門内の排出源を制度から外す決定を行うかもしれない。

A.9 政府は部門を正式に定義しない。その代わりに、以下の原則が適用されなければならない。即ち、ある排出源を、それが制度外に残す部門に該当するとの理由で除外する申し入れを行う直接参加者は、その除外された排出源は制度に入れられた排出源からの排出量を代用できないことを実証する必要がある。換言すれば、制度に含められた排出源からの排出量は除外された排出源からの排出量増加によって削減されない。

A.10 そのように選択するなら、直接参加者は排出源を異なる産業部門別に分類する指針をしめす標準産業分類（SIC）記号化システム<sup>29</sup>を利用することができる。政府は、多くの場合、グループレベ

<sup>28</sup> “チェリー・ピッキング”は制度に加入することが直接参加者にとって有利な排出源だけ選択することを意味する。

<sup>29</sup> 詳細に関して：

[www.statistics.gov.uk/methods-quality/sic/default.asp](http://www.statistics.gov.uk/methods-quality/sic/default.asp)

ル(3桁の SIC コード)の分類が適切な指針であると予想する。政府は、グループレベルよりも、例えば、クラスレベル(4桁コード)又は下位クラスレベル(5桁コード)を用いて、グループレベルより狭いレベルを利用して排出源を部門別に分類する直接参加者の数はそれほど多くないと予想する。しかしながら、SIC 記号化システムは供給サイドよりも、主として需要サイドから出ているので、直接参加者は SIC のカテゴリーにきちんと適合しない排出源の分類を申し出ることができる。

#### 排出量データ

A.11 直接参加者がベースライン期間3年に関する検証可能な排出データを作成するための個々の排出源に関する情報を入手できないことを認定検証者に納得させることができる場合、その代わりに、1999-2000年、又は2000年だけの排出データを提出することができる。又、直接参加者が個々の排出源のベースライン期間に関する検証可能な排出データを検証者のために作成するのは不可能であることを認定検証者に納得させることができる場合、これらの排出源を制度外に残すことができる。

#### 温室効果ガスの対象範囲

A.12 直接参加者の絶対的目標は、二酸化炭素だけが、或いは京都議定書の対象となった6つの温室効果ガス全部の何れかから成る<sup>30</sup>。このことは、直接参加者はその二酸化炭素排出源だけが、或いはすべての温室効果ガス排出源を入れることができる。この場合も、この規則は“チェリー・ピッキング”を防止するためである。

#### 報告ガイドライン内の対象範囲

A.13 報告ガイドラインに附属するプロトコル案は、6つの温室効果ガスすべてを対象としてはいない。従って、直接参加者は、ひとつ又は複数のベースラインの排出源がプロトコル案に含まれていないことに気づくかもしれない。その排出源リストにプロトコル案の対象になっていない排出源を入れたい直接参加者は、政府に2001年10月1日までにその旨伝えなければならない。

A.14 通知を行ったなら、その直接参加者(直接参加者グループ)は、当該排出源を含むプロトコル案を政府に提出しなければならない。直接参加者は、プロトコル案に含まれる固有の不確実性の評価書も提出しなければならない。このプロトコ

ルを報告ガイドラインに添付する前に、政府の承認を得る必要がある。プロトコルが承認されるまで、これを制度のベースライン又は年間排出量を報告するために用いることはできない。政府はすべてのプロトコルの承認を2001年12月31日までに完了するつもりである。

#### ベースラインの計算

A.15 直接参加者は、ベースライン期間の排出源の平均年間排出量が規模境界点以下であるなら、排出源リストのその排出源をベースラインから省くことができる。それゆえ、ベースライン計算のために用いる排出源の数は排出源リストに記載された排出源の数より少なくなる可能性がある。

A.16 7番目の段階を完了するために、直接参加者は個々の排出源からベースライン期間の平均排出量を概算する必要がある。報告ガイドラインに附属する承認済みのプロトコルがあればこれを利用して排出量を概算するか、或いは代替となる概算方法(これから承認されるプロトコルの使用を含む)を利用する。それから各排出源の排出概算値を排出源リスト総計になるように集計する。この時点で、直接参加者はベースライン期間の平均排出量が規模境界点以下であるとの理由で、どの排出源をベースラインから省くことができるか判断可能となる。

A.17 ベースライン期間の排出源リストに記載された排出源の平均排出量は規模境界点と等しいか、或いはそれより大きく、かつその排出源がプロトコルの対象になっていないことが判明したら、直接参加者は政府に通知して、適切なプロトコルの作成に着手しなければならない。

A.18 最後に、8番目の段階はベースラインに含まれるべき排出源上すべての排出源からの排出量の計算、即ち、ベースライン排出量の計算から成る。ベースラインに含まれる排出源からの排出量は、報告ガイドラインに附属する、承認されたプロトコルを用いて計算されなければならない。

A.19 排出源リスト上の排出源からの排出量概算のために利用した概算手法が承認されたプロトコルと取り代えられるなら、排出源リストの排出源をベースラインから省けるか否かに関する決定は、再評価する必要があるかもしれない。

<sup>30</sup> 京都議定書は温室効果ガスのバスケットを対象とする。即ち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、窒素酸化物(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)及び六フッ素硫黄(SF<sub>6</sub>)である。

## 附属書 B

### 排出源リスト、ベースライン、及び目標の調整

B.1 本附属書はその構造に変更を行う直接参加者が排出源リスト、ベースライン、及び年間目標を調整する方法の詳細を説明する。

B.2 下記の原則は排出源リスト、ベースライン、及び目標の調整に適用される。

- 直接参加者はそのベースラインの各排出源の排出量を測定し、報告する。排出源のベースライン排出量は、調整される。その変更はすべてその排出源がベースラインに含まれているかどうかによる。
- 直接参加者がその排出源リスト外、及びその他の直接参加者から変更境界点にあるか、或いは境界点を超える排出源の経営管理権を取得したなら、この排出源のためにベースライン排出量と目標も取得しなければならない。両方の直接参加者の排出源リスト、ベースライン及び目標が調整される。
- 直接参加者が、その排出源リスト以外から、そして他の直接参加者からではなく、変更境界点にあるか、またはそれを超える排出源の経営管理権（新しい排出源の開設を含む）を取得したなら、その排出源リスト、ベースライン、又は目標の調整は行われない。
- 直接参加者がその排出源リストにある変更境界点にあるか、それを超える排出源の経営管理権（排出源の閉鎖を含む）を別の直接参加者以外に譲渡したなら、その排出源リスト、ベースライン、及び目標を調整しなければならない。

B.3 排出源リスト、ベースライン、又は目標の調整は、構造に変更が生じた遵守期間の期末までに完了しなければならない。制度にとって、構造上の変更が発生したのが遵守期間の始めであるか、又は遵守期間の終りであるかは問題ではない。排出源リスト、ベースライン、及び目標の調整はまったく同じである。直接参加者が目標調整値を計算するとき、同じ計算がその現在の目標（構造上の変更が生じた年に関する直接参加者の目標）と残りすべての目標の両方に適用される。検証者は検証過程に行われた調整を照合する。排出権の移転は ETA に通知しなければならない。直接参加者の目標の調整は、直接参加者が受取る奨励金合計と排出権割当にも変更を生じさせるかもしれない。

B.4 直接参加者が他の直接参加者から排出源の経営管理権を取得した結果、その排出源リスト、

ベースライン、又は目標の調整を要求されることがある。これに該当するなら、前者は以下に基づき調整を行う：

- 取得した排出源に関する排出源リスト、ベースライン排出量、及び目標データ；
- 現遵守期間（1月1日から取得日まで）に関して後者が集めた取得された排出源の年間排出データ。

例えば、参加者 A が、7月1日に、参加者 B から排出源を取得するなら、参加者 A は1月1日から7月1日までの間、参加者 B が集めたすべての年間排出データを利用する。同様に、参加者 A が、例えば、12月3日に排出源を取得するなら、参加者 A は12月3日まで当該排出源の経営管理権をもっていなかったにも係わらず、1月1日から12月3日の間、参加者 B が集めたすべての年間排出データを利用する。取得日以降、参加者 A は排出量を測定しなければならない。

B.5 直接参加者がその構造を変える度毎に、関係する排出源のベースライン排出量に変更境界点、即ち、25,000tCO<sub>2e</sub> 又はオークション時の検証済み総ベースライン排出量の2.5%（どちらか少ない方）と同じか、又はそれを超えているか評価しなければならない。この境界点は2002年から2006年までの5回の遵守期間の累積とする。例えば、直接参加者が制度の最初の2年間に2回その構造を変えたとする。最初の変更の後、その直接参加者は最初の遵守期間終了時までに変更境界点に対する影響を評価する必要がある。2回目の変更の後、直接参加者は第2遵守期間の終了時までに変更境界点に対する両方の構造上の変更が与える複合的影響を評価する必要がある。

### 経営管理の譲渡

B.6 直接参加者はその排出源リスト内の排出源の経営管理権を以下の方法で譲渡できる：

- 合併解消又は株式の売却；
- 業務の外注；
- 経営管理の再編
- 排出源の閉鎖

合併解消又は株式売却は、契約上の完了日が過ぎれば、行われたものと判断される。排出源の閉鎖は、毎年排出源リスト上の各排出源における排出水準の変化を調べて、確定する。前年度に比して排出源からの排出水準の著しい減少は、生産高データ又は提供された領収書の形式による関連情報と一緒に、検証者に説明しなければならない。

B.7 直接参加者が変更境界点に等しいか、又はこれを超えるベースライン排出量の、排出源リスト内にある排出源に関する経営管理権を譲渡するならば、その直接参加者はその排出源リスト、ベースライン及び目標を調整するように要求される。これらの排出源からのベースライン排出量が変更境界点を満たさないか、超えないなら、当該直接参加者はその排出源リスト、ベースライン、及び目標の調整を要求されないし、それを元のままにしておくことができる。

B.8 譲渡した排出源からのベースライン排出量が境界点にあるか、これを超える場合、ふたつのシナリオが考えられる。直接参加者は別の直接参加者に排出源を売却か、或いは別の直接参加者以外の者に排出源を売却である。これには排出源の閉鎖された可能性も含む。両方のシナリオにおいて、“オリジナル”は変更前の排出源リスト、ベースライン、及び目標を指し、“新しい”は変更後の排出源リスト、ベースライン、及び目標を言う。

#### 直接参加者への譲渡

B.9 参加者 A と参加者 B は両方とも制度の直接参加者である。参加者 A は変更境界点であるか、これを超えるベースライン排出量の排出源を参加者 B に譲渡する。参加者 A 及び B は以下の a) と b) の間で選択するように要求される。

- a) 参加者 A も参加者 B もその排出源リスト、ベースライン、及び目標を調整しない。従って排出権移転の契約取決めを行う。或いは；
- b) 参加者 A は以下のことをしなければならない：
- i) 譲渡した排出源を、新しい排出源リスト
- iv)

にするため、そのオリジナルの排出源リストから移す；

- ii) 売却した排出源からのオリジナルなベースライン排出量を新しいベースラインにするため、オリジナルのベースラインから控除する。
- iii) 分数を計算する：参加者 A のオリジナルの残存目標を参加者 A のオリジナル総ベースライン排出量で割った合計；
- iv) この分数を譲渡した排出源からのオリジナルベースライン排出量に適用し、その結果生じた数字をその新しい残存目標の合計になるように、そのオリジナル残存目標から控除する。
- v) ETA に売却及び発生した排出権の移転について報告する。ETA は参加者 B のオリジナルの現目標からその新しい現目標を差引いた数に等しい排出権を取り消す。

参加者 B は以下のことをしなければならない：

- i) 新しい排出源リストになるように、そのオリジナルの排出源リストに取得した排出源を加える；
- ii) 新しいベースラインになるように、取得した排出源からのオリジナルベースライン排出量をそのオリジナルベースラインに加える；
- iii) 新しい残存目標になるように、参加者 A のオリジナル目標の減じた数を自分のオリジナル残存目標の合計に加える。

B.9b)の例：

- 参加者 A 及び参加者 B の両方とも制度の直接参加者である。
- 参加者 A のオリジナル排出源リストには 8 つの排出源が含まれ、そのオリジナルベースラインは 6000tCO<sub>2e</sub> で、2002 年から 2006 年までのそのオリジナル目標の合計は 900tCO<sub>2e</sub> である。
- 参加者 B のオリジナル排出源リストには 10 の排出源が含まれ、そのオリジナルベースラインは 2000tCO<sub>2e</sub> で、2002 年から 2006 年までのそのオリジナル目標の合計は 400tCO<sub>2e</sub> である。
- 2002 年に参加者 A は参加者 B にオリジナルベースライン排出量 2500tCO<sub>2e</sub> の 4 つの排出源を譲渡する。そこで参加者 A は 4 つの排出源の新しい排出源リストを持ち、その新しいベースラインは 3500tCO<sub>2e</sub> である。
- 参加者 A は 900tCO<sub>2e</sub> を 6000 tCO<sub>2e</sub> で割り、0.15 になる。参加者 A はその譲渡した 2500tCO<sub>2e</sub> の排出源を 0.15 で乗じ、375 tCO<sub>2e</sub> になる。これは譲渡した排出源に関連する目標の合計である。参加

者 A は 375 tCO<sub>2e</sub> をそのオリジナル目標の合計 900tCO<sub>2e</sub> から引き、その新しい目標の合計は 525 tCO<sub>2e</sub> になる。

- ・ 参加者 B のオリジナル排出源リストは排出源を 4 つ増やし、そのオリジナルベースラインは 2500tCO<sub>2e</sub> まで増えたので、参加者 B は排出源 14 の新しい排出源リストと 4500tCO<sub>2e</sub> の新しいベースラインを持つ。
- ・ 参加者 B はそのオリジナル目標の合計を 375tCO<sub>2e</sub> 増やしたので、その新しい目標の合計は 775 tCO<sub>2e</sub> である。

#### 直接参加者以外への譲渡

B.10 参加者 A は制度の直接参加者である。参加者 A は排出源を譲渡するが、別の直接参加者へではない。参加者 A は B.9b)節で概説した参加者 A に関する段階 i)から v)に従わなければならない。

B.11 譲渡された排出源が閉鎖されなかったなら、それらは別の事業、即ち、B 社によって取得される。B 社は制度の規則に基づき、新規加入者又は後からの加入者として制度に参加するように要求されない。しかしながら、B 者は ETA にその取得した排出源に関する排出源リスト、ベースライン、及び目標を引受けたいと伝えることで、直接参加者になる選択が可能である。その場合、B 社は B.9b)に概説した参加者 B に関する i)から iii)までの段階に従わなければならない。

#### 経営管理権の取得

B.12 直接参加者は以下のことを通して、その排出源リスト外の排出源の経営管理権を取得することができる：

- ・ 合併又は買収；
- ・ 業務の内部調達；
- ・ 経営管理の再編；又は
- ・ 新しい排出源の開設

契約完了日が過ぎたなら、合併又は買収が行われたと判断される。排出源が 2000 年 1 月 1 日過ぎまでに存在していなかったなら、その排出源は新しい。

B.13 直接参加者が変更境界点に達しないか、又はそれを超えないベースライン排出量の排出源リスト外にある排出源の経営管理権を取得するなら、その直接参加者はその排出源リスト、ベースライン及び目標を調整するように要求されず、それらを元のままにしておくことができる。

B.14 取得した排出源のベースライン排出量が変更境界点であるか、又は超えている場合、ふたつの可能なシナリオがある。直接参加者は排出源を

別の直接参加者から取得したか、或いは別の直接参加者からではなく排出源を取得するが、これには排出源が新しい可能性も含まれる。両方のシナリオとも“オリジナル”は変更前の排出源リスト、ベースライン及び目標を示し、“新しい”は変更後の排出源リスト、ベースライン及び目標を言う。

#### 直接参加者からの取得

B.15 参加者 A 及び参加者 B の両方とも制度の直接参加者である。参加者 B は参加者 A から排出源を取得する。この場合、参加者 A と参加者 B は、直接参加者の間での売却の節 ( B.9 節を参照)における参加者 A と参加者 B それぞれとまったく同じ段階に従わなければならない。

#### 直接参加者以外からの取得

B.16 参加者 A は制度の直接参加者で、別の直接参加者以外から排出源を取得する。参加者 A は制度におけるその状態に何ら調整を要求されない。そこで参加者 A のオリジナル排出源は制度の中に残り、依然としてオリジナル排出源リスト、ベースライン及び目標の対象になっている。参加者 A の取得した排出源は、参加者 A が適切なら、それらを新規加入又は後からの加入として制度に入れる選択を行うまで、制度の外に置かれる。参加者 A は ETA に取得及び発生した排出権の移転を報告するように要求される。

#### 代替排出源の取得

B.17 目標達成の戦略の一端として、直接参加者はその排出源リストの排出源を譲渡しても、例えば、以下のことを通して、“代替排出源”により譲渡した排出源が果す業務に関する経営管理権を保持することができる：

- i) その排出源リストにある別の排出源への業務の移転；
- ii) 合併又は買収；
- iii) 業務の内部調達 / 外部調達；
- iv) 経営管理の再編；又は

v) 新しい排出源の開設

最初業務を行っていた排出源の経営管理権が譲渡されたにも係わらず、業務が継続するなら、直接参加者は各業務に関する以下のような書状を作成しなければならない：

- i) 業務を行う排出源は譲渡されたが、その業務は代替排出源で継続されたと述べた書状；
- ii) 業務、譲渡された排出源、及び代替排出源の説明；
- iii) 直接参加者の署名。

直接参加者は検証プロセス開始時に検証者にこのような書状を出さなければならない。

B.18 取得された排出源によって行われた業務が、かつて譲渡された排出源によって行われていたなら、直接参加者は以下の方法でその排出源リスト、ベースライン及び目標を調整するように要求される。“オリジナル”は排出源が売却される前の直接参加者の排出源リスト、ベースライン及び目標を示す。“中間”は排出源が譲渡された後ではあるが、代替排出源を取得する前の直接参加者の排出源リスト、ベースライン及び目標を言う。“新しい”は

代替排出源が取得された後の直接参加者の排出源リスト、ベースライン及び目標を指す。本質的に、**直接参加者はそのオリジナルベースラインを保持することができる。**

B.19 直接参加者は以下のことをしなければならない：

- i) **新しい排出源リストにするために、中間排出源リストにすべての代替排出源を加える；**
- ii) **新しいベースラインにするために、すべての譲渡された排出源のオリジナルベースライン排出量を中間ベースラインに加える；**
- iii) 分数を計算する：そのオリジナル残存目標数をオリジナル総ベースライン排出量で割る；
- iv) この分数を売却した排出源からのオリジナルベースライン排出量に適用し、その新しい残存目標になるように、計算した数をその中間残存目標に加える；
- v) 書状のコピーを ETA に渡す。ETA は直接参加者の新しい現在の目標からその中間現在目標を引いたものに等しい新しい排出権を割当てる。

B.19 の例

下の例では、それぞれの段階は分かりやすくするため概略であるが、変更は両方とも同じ年に生じたので、最終的に直接参加者のオリジナルベースラインと目標は元のままで変わらない。実際に、直接参加者はその排出源リストしか変更しないことになる。しかしながら、これらの変更が数年にわたって行われたなら、直接参加者はその中間排出源リスト、ベースライン及び目標を計算するために、以下の段階を踏まなければならないだろう。

- ・ 参加者 A は制度の直接参加者である。排出源 6 つのオリジナル排出源リストと 20,000tCO<sub>2e</sub> のオリジナルベースラインを持っている。2002 年から 2006 年までのそのオリジナル目標の合計は 2000 tCO<sub>2e</sub> である。
- ・ 同じ遵守年 2002 年以内に、参加者 A は発電のために CHP プラントの設置を決め、そのためオリジナルベースライン排出量が 8000 tCO<sub>2e</sub> の電気メーター 2 個を閉鎖した。実際には、参加者 A は代替排出源を設置し、2 つの排出源を閉鎖したのである。
- ・ 参加者 A は排出源 4 つの中間排出源リストを持ち、その中間ベースラインは 12,000 tCO<sub>2e</sub> である。
- ・ 参加者 A は 2000 を 20,000 で割り分数を計算して、0.1 になった。参加者 A はこの分数を閉鎖した排出源 (8000) のオリジナルベースライン排出量に適用して、800 になり、これをそのオリジナル目標の合計 2000 tCO<sub>2e</sub> から引き、**中間目標の合計 1200 tCO<sub>2e</sub> を得た。**これで参加者 A は閉鎖した排出源に関して制度の規則に従ったことになる。
- ・ 参加者 A は閉鎖した排出源の代替排出源である排出源を取得したので、その新しい排出源リスト、ベースライン及び目標を計算しなければならない。参加者 A は排出源 5 つの**新しい排出源リスト**を持ち、その新しいベースラインは 20,000 tCO<sub>2e</sub> である (新しい排出源がオリジナル排出源の代替であるので、新しいベースラインはオリジナルベースラインと同じである)。
- ・ 参加者 A は 2000 を 20,000 で割り、分数を計算して 0.1 になる。参加者 A はこの分数を閉鎖した排

出源のオリジナルベースライン排出量（8000）にこの分数を適用して、800 になり、これを中間目標の合計 1200 tCO<sub>2e</sub> に加え、**新しい目標の合計は 2000 tCO<sub>2e</sub> になる。**

- ・ 遵守年の終りに、参加者 A は ETA に、その現在目標に変更はなかったと報告し、従って排出権は取り消されない。

#### エネルギーの間接的排出に関する排出係数

B.20 直接参加者は電力又は熱利用による間接的排出を制度に入れる。0.43kg CO<sub>2</sub>/kWh の排出係数は電力利用による二酸化炭素排出量を計算するために利用される<sup>31</sup>。この値は協定で利用される値と同じである。制度の最初の段階を通してこの値は変わらない。従って制度期間中に排出源リスト、ベースライン及び目標の変更を促すものではない。

#### IPCC 換算率の変更

B.21 直接参加者の絶対的目標は tCO<sub>2e</sub> の単位で測定する。直接参加者は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が指定した 5 つの非二酸化炭素の地球温暖化指数換算率を用いなければならない。

B.22 IPCC はこれらの換算率を更新することができる。IPCC がこの換算率を更新し、京都議定書締約国がこの修正を受け入れた場合、制度の直接参加者はこれに従ってそのベースラインと残存する目標量を更新するように求められる。換算率の変更は遡及して適用されない。従って、直接参加者が過去の目標を遵守していたら、その遵守状態に変化はない。

B.23 IPCC が、英国・制度における最初の段階の期間中に換算率を更新する可能性は低いだろう。

<sup>31</sup> 報告ガイドライン及び関連プロトコルは電力の間接的排出量の測定と報告に関する詳細を提供する。

## 附属書 C

### 用語集

用語が英国排出権取引制度独自の方法で定義されている場合、本書では常に頭文字を大文字にしている。

用語	説明	本文中の関連する主な節
協定	2000年財政法に基づく気候変動に関する協定	1.2(ii)
協定参加者	気候変動に関する協定を通し目標をもって制度に加わる参加者	3節
排出権	直接参加者又は協定参加者に割当てられる商品に関する一般用語で、二酸化炭素換算トンで表示され、制度内で取引できる。	-
年間目標	オークションで設定された年間排出削減	2.36
ベースライン又はベースライン排出量	排出源リストに記載された排出源からの年間平均排出量で、将来の排出削減の基準点として用いられる。一般に一定の例外を条件として、1998年から2000年に関して計算される。	2.16
上限(キャップ)	一般的意味：特定期間全体の総排出量の限度 制度での意味：直接参加者の遵守期間全体の排出量。また遵守期間に直接参加者に交付される排出権の最大割当てで、直接参加者のベースライン及び年間目標に関連して決定される。	-
変更境界点	企業構造又は操業の変更が排出源リスト、ベースライン及び目標の調整をもたらす境界点	2.23及び附属書B
遵守期間	排出量の測定・報告対象期間	-
クレジット	二酸化炭素換算トン数で表示され、制度で取引できる国内又は国際排出量削減プロジェクトによる商品	6節
直接参加者	制度に加わり、奨励金により目標を引受ける参加者	1.2(i)
排出量	京都議定書の対象となる温室効果ガス排出量(二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )、メタン(CH <sub>4</sub> )、窒素酸化物(N <sub>2</sub> O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、パーフルオロカーボン(PFCs)及び六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> ))	-
さらに直接排出量 間接排出量	現場で発生する排出量 現場外で発生するが、現場での活動と関連した排出量	-
ETA	排出権取引機関	7.5
重要性	測定及び報告に関する不確実性が著しくなる到達点	4.11
非目標保有者	目標を引受けずに制度に加わる者(即ち、直接参加者でも協定参加者でもない者)	1.3
参加者	制度に参加する者(目標保有者及び非目標保有者両方を含む)	-
プロトコル	直接参加者がベースライン排出量及び年間排出量を測定し、報告する方法を詳述した特定の方法論(報告ガイドラインに附属する)	4.2
調整期間	遵守期間終了後にすぐ続く期間。この期間中に目標保有者は遵守に必要な排出権を買うことができる。	-
報告ガイドライン	直接参加者がベースライン及び年間排出量を測定・報告する際に従う原則を詳述した指針	4.2
制度	2001年8月付けの枠組文書に詳述された英国排出権取引制度	

用語	説明	本文中の関連する主な節
規模境界点	排出源リストの排出源がベースラインに含まれなければならない境界点	2.18 (7)
排出源	一般的意味：温室効果ガスの排出源  制度での意味：現場内の同じ種類の、ひとつ又は複数のポイント排出源の集合体（“ポイント排出源”とは個別に特定できる、温室効果ガスが排出されるポイントである）	2.3
排出源リスト	制度に持込まれる排出源を説明したリスト	2.18
目標  さらに、 相対的目標  絶対的目標	一定期間をとおして一定量まで排出量を削減するコミットメント  生産単位に関連して定義された協定参加者の排出量 / エネルギー目標  生産レベルに関係なく、排出量上限を設定した協定参加者又は直接参加者の排出量目標	5.2
目標保有者	目標を引受けて制度に参加する温室効果ガスの直接又は間接排出者（即ち、直接参加者又は協定参加者）	1.2
二酸化炭素換算トン	制度での測定単位	4.2